

○茨城県西農業共済組合共済規程

第1章 総則（第1条～第24条）

第2章 農作物共済（第25条～第42条）

第3章 家畜共済（第43条～第76条の2）

第4章 果樹共済（第77条～第96条）

第5章 畑作物共済（第97条～第115条）

第6章 園芸施設共済（第116条～第139条）

第7章 任意共済

第1節 建物共済（第140条～第164条）

第2節 建物共済の特約

第1款 新価特約（第165条～第169条）

第2款 臨時費用担保特約（第170条～第172条）

第3款 費用共済金不担保特約（第173条）

第4款 継続申込特約（第174条・第175条）

第5款 共済掛金等分割払特約（第176条～第179条）

第6款 自動継続特約（第180条～第181条）

第3節 農機具共済

第1款 通則（第182条～第199条）

第2款 農機具損害共済（第200条～第208条）

第4節 農機具共済の特約

第1款 付保割合条件付実損てん補特約（第209条～第211条）

第2款 臨時費用担保特約（第212条～第214条）

第5節 大規模自然災害等発生時の特例

第1款 建物共済（第214条の2～第214条の5）

第2款 農機具共済（第214条の6～第214条の8）

第8章 損害評価会及び損害評価員等（第215条～第222条）

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、この組合が農業災害補償法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づいて行う農業共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)

第2条 この組合は、その行う共済事業のうち、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、果樹共済の収穫共済にあつては第3号、畑作物共済にあつては第4号、園芸施設共済にあつては第5号、建物共済のうち建物火災共済にあつては第6号、建物共済のうち建物総合共済にあつては第7号、農機具共済のうち農機具損害共済の農機具火災共済にあつては第8号、農機具共済のうち農機具損害共済の農機具総合共済にあつては第9号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この組合との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稻、陸稻及び麦

共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害(この組合と法第85条第4項の規定により農林水産大臣が指定する地域内に住所を有する組合員又はその構成員のすべてが当該地域内に住所を有する法第16条第1項の農作物共済資格団体との間に成立する農作物共済の共済関係に係る水稻については、いねしらはがれ病菌による病害、いねおうかいしゆく病菌による病害その他その防止の方法が確立されていない病虫害で農業災害補償法施行令(昭和22年政令第299号)第2条第3号の規定に基づき農林水産大臣が指定したものに限る。)及び鳥獣害(法第150条の3の2に規定する農作物共済にあつては、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少)

(2) 共済目的 出生後第5月の月の末日(法第84条第1項第3号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前的日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日)を経過した牛(以下「成牛」という。)、子牛等(成牛以外の牛及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。以下同じ。)、出生の年の末日(同号の規定により農林水産大臣が特定の地域についてその日前的日を定めたと

きは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日)を経過した馬、出生後第5月の月の末日を経過した種豚及び出生後第20日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。)から出生後第8月の月の末日までの肉豚(種豚以外の豚をいう。以下同じ。)。ただし、第43条第4項の規定により成立する共済関係(以下「特定包括共済関係」という。)にあっては、出生後第20日の日を経過した肉豚

共済事故 牛・馬及び種豚にあっては死亡(と殺による死亡及び家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第58条第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。)、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあっては死亡

- (3) 共済目的 なし(支那なしの品種を除く。)(屋外及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている第5号の特定園芸施設を用いて栽培されているものを除く。)

共済事故 風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下(法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収獲共済にあっては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少)

- (4) 共済目的 大豆、スイートコーン及びかぼちゃ(次号の特定園芸施設(気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(当該施設に附属する設備を含む。))を除く。))を用いて栽培されているものを除く。)

共済事故 風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収

- (5) 共済目的 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。)の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額(当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。))が農業災害

補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号。以下「規則」という。）第 15 条の 6 の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設（その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。）を除く。以下「特定園芸施設」という。）

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

(6) 共済目的 建物（特定園芸施設を除き、畳、建具その他家具類及び農機具を含む。次号において同じ。）

共済事故 火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう等を除く。）の落下、飛来、衝突又は倒壊（風水害等の自然災害による場合を除く。）、給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含む。）に生じた事故又は当該共済の共済関係の存する者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水又は出水による水ぬれ（風水害等の自然災害による場合を除く。）、盗難（未遂を含む。第 8 号において同じ。）によるき損又は汚損及び騒乱その他これに類似する集団行動に伴う暴行（以下「火災等」と総称する。）

(7) 共済目的 建物

共済事故 火災等及び風水害、雪害その他の自然災害（落雷を除く。以下第 7 章第 1 節及び第 2 節において同じ。）

(8) 共済目的 農機具（未使用の状態で取得され、かつ、別表第 5 号に掲げる機種に限る。次号について同じ。）

共済事故 火災、落雷、鳥獣害。ただし、格納中の事故に限る。

(9) 共済目的 農機具

共済事故 火災、落雷、破裂又は爆発、物体の落下又は飛来、盗難による盗取又はき損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損、風水害、雪害その他の自然災害（地震若しくは噴火又はこれらによる津波（以下「地震等」という。）及び落雷を除く。第 7 章第 3 節及び第 4 節において同じ。）、衝突、接触、墜落、転覆及び異物の巻き込みその他これらに類する稼働中の事故（以下「火災・自然災害等」と総称する。）

2 前項第 2 号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用と

する。

- (1) 疾病又は不慮の傷害（第 3 号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき。
 - (2) 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき（家畜伝染病予防法第 58 条第 2 項の規定による特別手当金又は同法第 60 条の 2 第 1 項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。
 - (3) 骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であって採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
 - (4) 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して 30 日以上生死が分明でないとき。
 - (5) 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。
 - (6) 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。
 - (7) 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき。
- 3 第 48 条の包括共済関係の成立により消滅した第 56 条第 1 項の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜についての前項第 5 号及び第 6 号の規定の適用については、当該包括共済関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。
- 4 この組合の包括共済に付されていた家畜であって、第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継によりこの組合の他の包括共済に新たに付されたものについての第 2 項第 5 号及び第 6 号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際現にこの組合と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。
- 5 次に掲げる物は、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることがで

きる。

(1) 次に掲げる施設園芸用施設であって、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される施設園芸用施設及び通常の管理が行われず又は行われぬおそれがある施設園芸用施設を除く。以下「附帯施設」という。）

- イ 温湿度調節施設
- ロ かん水施設
- ハ 排水施設
- ニ 換気施設
- ホ 炭酸ガス発生施設
- ヘ 照明施設
- ト シャ光施設
- チ 自動制御施設
- リ 発電施設
- ヌ 病虫害等防除施設
- ル 肥料調製散布施設
- ヲ 養液栽培施設
- ワ 運搬施設
- カ 栽培棚
- ヨ 支持物

(2) 特定園芸施設を用いて栽培される農作物（法第 3 章の規定による農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われぬおそれがある農作物及び育苗中の農作物を除く。以下「施設内農作物」という。）

6 第 1 項第 8 号、第 9 号に規定する未使用の状態を取得された農機具以外の農機具は、第 209 条に規定する付保割合条件付実損てん補特約を付する場合に限り農機具損害共済の共済目的とすることができる。

（共済掛金の払込義務）

第 3 条 組合員は、この規程で定めるところにより、共済掛金のうち組合員の負担に

係る部分の金額（以下「組合員負担共済掛金」という。）をこの組合に払い込まなければならない。

（事務費の賦課）

第 4 条 この組合は、毎事業年度、この組合が必要とする事務費予定額から法第 14 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び茨城県農業共済組合連合会からこの組合に賦課された賦課金の支払に充てる費用を組合員に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、総代会で定める。

- (1) 水稲共済割
- (2) 陸稲共済割
- (3) 麦共済割
- (4) 家畜共済割
- (5) 果樹共済割
- (6) 畑作物共済割
- (7) 園芸施設共済割
- (8) 防災賦課金水稲割
- (9) 防災賦課金大豆割

3 任意共済の事務費の賦課額は、建物共済にあつては建物火災共済又は建物総合共済ごと、農機具共済にあつては農機具損害共済ごと（以下「任意共済の種類」と総称する。）に共済金額に任意共済の種類ごとに総代会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

4 第 1 項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての組合員負担共済掛金の払込期限（家畜共済割又は園芸施設共済割により賦課する賦課金にあつては第 74 条第 1 項又は第 138 条第 1 項の規定により組合員負担共済掛金の分割払込みが認められている場合にはその第 1 回目の払込期限、防災賦課金水稲割にあつては 11 月 15 日、防災賦課金大豆割にあつては 12 月 15 日）と同一の期限とする。

5 賦課金と当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての組合員負担共済掛金の組合員ごとの合計額に 10 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

6 前項の規定により端数全額を切り捨てた時は、当該端数全額を切り捨てた額から同項の組合員負担共済掛金の額を差し引いて得た金額を賦課金の額とする。

7 賦課金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(督促及び滞納処分)

第 5 条 この組合は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金又は賦課金（以下この条及び次条において「組合員負担共済掛金等」という。）を滞納する者がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。

2 この組合は、前項の規定による督促をした場合において、正当な理由がないのに、その督促を受けた者が督促状で指定する期限までに滞納に係る組合員負担共済掛金等及びこれに係る次条第 1 項の延滞金を完納しないときは、古河市、筑西市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町に対し、その徴収を請求するものとする。

3 前項の規定による請求をした場合において、古河市、筑西市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町が地方税の滞納処分の例によりこれを処分したときは、この組合は、その徴収金額の 100 分の 4 に相当する金額を当該古河市、筑西市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町に交付するものとする。

4 古河市、筑西市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町が第 2 項の規定による請求を受けた日から 30 日以内にその処分に着手せず、又は 90 日以内にこれを終了しないときは、この組合は、茨城県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例によりこれを処分するものとする。

5 前 2 項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 第 1 項の規定による督促は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有するものとする。

(延滞金)

第 6 条 この組合は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る組合員負担共済掛金等の額につき年 10.75 パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 滞納に係る組合員負担共済掛金等の金額が 2 千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に 1 千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- 3 前 2 項の規定により計算した金額が 1 千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 4 この組合は、特別の事由があると認めるときは、第 1 項の規定による延滞金を減免することができる。

(督促手数料)

第 6 条の 2 この組合は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金等を滞納する者から、第 6 条第 1 項の規定による督促に要した手数料を徴することができる。

(組合員負担共済掛金等に関する権利の消滅時効)

第 7 条 組合員負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、組合員負担共済掛金の返還又は払い戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3 年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(共済金請求権の譲渡し及び差押えの禁止等)

第 8 条 共済金の支払を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えることができない。

- 2 組合員は、この組合に支払うべき組合員負担共済掛金及び賦課金について相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(共済金の最低額)

第 9 条 この組合が組合員に対して支払う共済金の額は、この組合が茨城県農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下らないものとする。

(共済目的の譲受けによる共済関係の承継)

第 10 条 農作物共済の共済目的の譲受人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項及び第 8 項において同じ。）は、共済関係に関し譲渡人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体。）の有する権利義務を承継する。ただし、当該共済目的の譲受人がこの組合の組合員でないときは、この限りでない。

- 2 家畜共済、果樹共済、畑作物共済若しくは園芸施設共済の共済目的又は任意共済の共済目的である建物若しくは農機具の譲受人（農業共済資格団体の構成員が当該

農業共済資格団体の行う栽培に係る共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項、第 4 項及び第 6 項において同じ。) は、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う栽培に係る共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、家畜共済にあつては譲受人の住所(譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地)が茨城県の区域外にある場合、家畜を茨城県の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合及び承諾の申請につき第 47 条第 1 号又は第 4 号に掲げる事由がある場合、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済にあつては譲受人の住所(譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。)が茨城県の区域外にある場合、任意共済にあつては第 142 条又は第 184 条の事由がある場合には、この組合は、承諾を拒むものとする。

- 3 この組合は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について第 2 項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該共済関係に係る共済掛金期間の満了の時にこの組合の組合員である場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を附するものとする。
- 4 第 2 項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から 2 週間以内に、その者の住所(譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。)、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、この組合に承諾の申請をしなければならない。
- 5 任意共済について前項の申請を受けた場合において、この組合がその申請を承認したときは、この組合は、共済掛金及び事務費賦課金(以下この項及び第 7 章において「共済掛金等」という。)の増額をすることができるものとする。この場合において共済掛金等の増額は将来に向かってのみ効力を有する。
- 6 この組合は、第 4 項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- 7 第 2 項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの時)からその効力を生ずる。
- 8 農作物共済の譲受人でこの組合の組合員でないものについては、第 2 項前段、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定を準用する。

9 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には、前 8 項の規定を準用する。

(損害防止の義務等)

第 11 条 組合員は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。

2 この組合は、前項の管理その他損害防止について組合員を指導することができる。

3 組合員は、その加入する任意共済の共済目的に第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号までに掲げる共済事故又はその原因が生じたときは、損害の防止又は軽減に努めなければならない。

(損害防止の処置の指示)

第 12 条 この組合は、組合員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員の負担した費用は、この組合の負担とする。

(損害防止施設)

第 13 条 この組合は、損害防止のため必要な施設をすることができる。

(立入調査権)

第 14 条 この組合は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第 15 条 組合員は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

2 組合員は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項をこの組合に通知しなければならない。

(1) 共済事故の種類

(2) 共済事故の発生の年月日

(3) 共済事故により被害を受けた場所その他共済事故によって生じた損害の状況

(4) その他被害の状況が明らかとなる事項

3 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書（第 2 条第 2 項第 4 号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類）を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡（火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝

染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)によるものを除く。)に係る通知については、この限りでない。

- 4 第 2 項の場合において、必要があると認めるときは、この組合は、死体の剖検をし又は廃用に係る家畜のとさつ若しくは法令の規定によるとさつ処分に関する当該公務員の証明書を徴するものとする。また、第 51 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 6 号に掲げるものを共済事故としない旨組合員が申出をしているときは、この組合は、火災にあつては出火の事実がわかる書類、気象上の原因による災害にあつては気象観測資料等を徴するものとし、伝染病にあつては家畜保健衛生所から病性鑑定書等の提出があつた場合を除き、最寄りの家畜保健衛生所に届出のあつた事実を確認するものとする。
- 5 園芸施設共済に係る第 118 条第 2 項又は第 3 項の申出をした組合員は、第 2 項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書(撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出しなければならない。
- 6 園芸施設共済に係る第 118 条第 2 項又は第 3 項の申出をした組合員は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額(規則第 33 条の 27 第 2 項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。)又は園芸施設復旧費用額(同条第 3 項の園芸施設復旧費用額をいう。以下同じ。)に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から 1 年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他組合員の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞つた場合であつて、当該通知を 1 年以内にすることができないときは、当該 1 年が経過する前に組合の承認を受けて、3 年を限り、その期間を延長することができる。
- 8 組合員は、この組合の要求があるときは、任意共済に係る第 2 項の損害に関する書類を組合に提出しなければならない。

(損害の認定)

第 16 条 この組合が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従つてするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第 17 条 この組合は、その支払うべき農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済金

に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(共済金の支払方法)

第 18 条 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済に係る共済金の組合員への支払は、附属書共済金支払規程で定めるところによるものとする。

(共済金の仮渡し)

第 19 条 この組合は、共済金の仮渡しをすることができる。

2 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この組合が茨城県農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡し額を下らないものとする。

(支払責任のない損害)

第 20 条 この組合は、この規程に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる損害については、共済金を支払う責めに任じないものとする。

(1) 戦争その他の変乱によって生じた損害

(2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害（園芸施設共済事業及び任意共済事業に係る損害に限る。）

(3) 組合員又はその法定代理人（組合員以外の者で共済金を受けべき者があるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害。ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

(4) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

(危険の減少)

第 21 条 共済関係の成立後に、当該共済関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

(共済関係の無効の場合の効果)

第 22 条 この組合は、共済関係の無効若しくは失効の場合又はこの組合が共済金支払の責めを免れる場合においても、既に受け取った組合員負担共済掛金を返還しない。

ただし、無効の場合において、組合員が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第 23 条 組合は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権(以下この条において「組合員債権」という。)について当然に組合員に代位する。

(1) この組合が支払った共済金の額

(2) 組合員債権の額(前号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、組合員債権の額から当該不足額を控除した残額)

2 前項の場合において、同項第 1 号に掲げる額が共済関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、組合員は、組合員債権のうち組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る組合の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(農協等への事務委託)

第 24 条 この組合は、組合員負担共済掛金及び賦課金並びに第 6 条第 1 項の延滞金及び第 6 条の 2 の督促手数料の徴収(第 5 条(第 75 条及び第 138 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による督促及び滞納処分を除く。)に係る事務、損害防止のため必要な施設に係る事務、第 32 条第 1 項の農作物共済の共済細目書、第 45 条第 1 項の家畜共済の申込書、第 80 条第 1 項の果樹共済の申込書、第 100 条第 1 項の畑作物共済の申込書又は第 118 条第 1 項の園芸施設共済の申込書の受理に係る事務、農作物に係る収穫物の生産数量、農作物に係る収穫物の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る事務並びに共済金の支払に係る事務(当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。)を茨城むつみ農業協同組合、北つくば農業協同組合、常総ひかり農業協同組合及び岩井農業協同組合に委託することができるものとする。

第 2 章 農作物共済

(共済関係の当然成立)

第 25 条 水稻、陸稻若しくは麦の耕作の業務を営む者で、その営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいずれかが定款第 9 条第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に達するもの(以下この条において「農作物当然加入資格者」という。)が組合員となったとき又は組合員で農作物共済の共済関係に存しないものが農作物当然加入資格者

となるに至ったときは、その時に、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、本条又は次条第 3 項の場合において、定款第 11 条の規定によりこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稲のうち新規開田地等（同項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。以下この項において同じ。）において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕地に係る水稲のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、当該水稲については、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

（共済関係の任意成立）

第 26 条 組合員で水稲、陸稲又は麦の耕作の業務を営むもののうち農作物共済の共済関係の存しないものは、農作物共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次の事項を記載した申出書をこの組合に提出してするものとする。

(1) 申出者の氏名及び住所（法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体（法第 16 条第 1 項の「農作物共済資格団体」をいう。以下同じ。）たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）

(2) 共済目的の種類

(3) 耕地の所在地及びその耕作面積

3 第 1 項の申出があったときは、その申出を受理した日から起算して 20 日を経過した時に、当該申出をした者とこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、この組合が、その申出を受理した日から起算して 20 日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

（共済関係が存しない場合）

第 27 条 第 25 条又は前条第 3 項の場合において、これらの規定によりこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稲、陸稲又は麦が、その共済関係の成立の際、現に共済責任期間の始期を過ぎているものであるときは、その期間に係る当該農作物については、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

2 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者の業務とする耕作に係る水稲、陸稲又は麦で特定の年産に係るものにつき、次に掲げる事由がある場合において、この組合が当該事由が存する旨の茨城県知事の認定を受けて指定したときは、当該

指定に係る農作物については、当該共済関係は、存しないものとする。

- (1) 当該農作物が当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- (2) 当該農作物に係る基準収穫量（第 38 条第 3 項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）の適正な決定が困難であること。
- (3) 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

（共済関係の消滅）

第 28 条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに水稲、陸稲及び麦の耕作の業務を営む者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

- 2 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者でその営む水稲、陸稲又は麦ごとの耕作の業務の規模がいずれも定款第 9 条第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に達していないものは、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。
- 3 前項の申出は、申出書をこの組合に提出してするものとする。
- 4 第 2 項の申出があったときは、その申出を受理した時に、農作物共済の共済関係は、消滅するものとする。

（共済関係の停止）

第 29 条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者は、その営む水稲、陸稲又は麦ごとの耕作の業務の規模が定款第 9 条第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物については、当該基準に達しない年ごとに、農作物共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、当該農作物について共済責任期間が開始する 2 週間前までに、申出書をこの組合に提出してするものとする。
- 3 第 1 項の申出があったときは、当該申出に係る年産の当該農作物については、この組合と当該申出をした者との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

（共済関係の消滅しない場合）

第 30 条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合は、この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が農作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該農作物共

済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合)において、その者の業務とする耕作に係る第2条第1項第1号の農作物がその移転の際現に次条各号に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物については、当該共済関係は、なお存続するものとする。

(共済責任期間)

第31条 農作物共済の共済責任期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 水稲については、本田移植期（直播をする場合にあっては、発芽期）から収穫をするに至るまでの期間
- (2) 陸稲及び麦については、発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間

(共済細目書の提出)

第32条 組合員は、毎年次の各号に掲げる期日までに、この組合に、共済細目書を提出しなければならない。

- (1) 水 稲 4月30日
- (2) 陸 稲 4月30日
- (3) 麦1類 12月10日
- (4) 麦2類 12月10日
- (5) 麦3類 12月10日
- (6) 麦4類 12月10日

2 前項の共済細目書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合員の氏名及び住所（法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 共済目的の種類
- (3) 耕地の所在地及びその耕作面積（法第150条の3の2の規定による農作物共済に付すことを申し込む場合にあっては、耕地の所在地及びその耕作面積並びに当該農作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の出荷計画）
- (4) その他共済目的を明らかにすべき事項

3 第1項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- 4 この組合から規則第 27 条の 6 第 1 項に規定する承認を得ている組合員は、第 2 項各号に掲げる事項を電磁的方法により提出することができるが、当該事項は期日までに組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることを要するものとする。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第 33 条 水稻及び陸稲に係る農作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別（法第 107 条第 1 項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る第 36 条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物危険段階基準共済掛金率（法第 107 条第 4 項の農作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の 2 分の 1 に相当する金額を差し引いて得た金額（法第 85 条第 4 項の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済の共済関係に係る共済目的たる水稻にあつては、その金額から更にその金額に法第 86 条第 2 項の規定により農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額）とする。

- 2 麦に係る農作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る第 36 条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物危険段階基準共済掛金率及びこの組合の当該農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物共済掛金国庫負担割合（法第 12 条第 2 項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

- 3 農作物共済に係る組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける組合員に係る組合員負担共済掛金は、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項の規定により計算される金額から更に当該組合員の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

- 4 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場

所を記載した書面をもってするものとする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第 34 条 組合員は、農作物共済に係る組合員負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に払い込むものとする。

(1) 水 稲 7 月 31 日

(2) 陸 稲 7 月 31 日

(3) 麦 1 類 2 月 10 日

(4) 麦 2 類 2 月 10 日

(5) 麦 3 類 2 月 10 日

(6) 麦 4 類 2 月 10 日

(共済金額)

第 35 条 農作物共済の共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに別表第 1 の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき、同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額のうちから、組合員（法第 106 条第 1 項第 3 号又は法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、規則第 47 条の 9 においてそれぞれ規定する者に該当する者に限る。）が申し出たいずれかの金額（組合員が第 32 条第 1 項に規定する共済細目書の提出期日までに申し出をしなかった場合にあつては、甲の金額）とする。

2 前項の基準生産金額は、組合員ごと及び農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第 150 条の 3 の 3 第 2 項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

3 第 1 項の単位当たり共済金額は、別表第 2 の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等及び農作物共済の共済事故等による種別につき同表中欄に掲げる法第 107 条第 4 項の規定による危険段階別に同表右欄に掲げる金額とする。ただし、第 1 項の申出をしなかった場合にあつては、法第 106 条第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち最低のものとする。

4 組合員が、次の各号に掲げる農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該各号に掲げる金額のうちの一つの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該組合員に係る第 1 項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

(1) 水 稲 法第 106 条第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち、前項において規定した金額以外のすべての金額

- (2) 陸 稻 同上
- (3) 麦 1 類 同上
- (4) 麦 2 類 同上
- (5) 麦 3 類 同上
- (6) 麦 4 類 同上

5 前項の申出は、毎年、次の各号に掲げる期日までに申出書をこの組合に提出して
するものとする。

- (1) 水 稻 4 月 30 日
- (2) 陸 稻 4 月 30 日
- (3) 麦 1 類 12 月 10 日
- (4) 麦 2 類 12 月 10 日
- (5) 麦 3 類 12 月 10 日
- (6) 麦 4 類 12 月 10 日

(共済掛金率)

第 36 条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び法第 107 条第 4 項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る農作物危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 37 条 理事は、農作物共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（組合員たる農作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 理事は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、毎年当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第 31 条の共済責任期間が開始する 10 日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 組合員は、いつでも、第 1 項の農作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることが

できる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

(共済金の支払額)

第 38 条 農作物共済に係る共済金は、別表第 3 の左欄に掲げる農作物共済の共済目的の種類等につき同表中欄に掲げる農作物共済の共済事故等による種別ごとに同表右欄に掲げる金額とする。

2 前項の表の乙又は丙を共済金とする共済関係にあつては、組合員ごとに、同項の規定により共済金が支払われない場合又は第 1 号又は第 2 号に掲げる金額が前項の規定を適用して算定して得た金額を超える場合であつて、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）があるときは、同項の規定にかかわらず、第 1 号又は第 2 号に掲げる金額に相当する金額を共済金として支払うものとする。

(1) 表 1 左欄に掲げる第 35 条第 1 項において組合員が選択した割合に応じ、第 35 条第 1 項乙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100 分の 70（第 31 条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた農作物収穫皆無耕地については、法第 150 条の 5 第 1 号の農林水産大臣が定める割合。）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額

表 1

第 35 条第 1 項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合	率
100 分の 20	1
100 分の 30	7 分の 6
100 分の 40	7 分の 5

(2) 表 2 左欄に掲げる第 35 条第 1 項において組合員が選択した割合に応じ、第 35 条第 1 項丙の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に、100 分の 70（第 31 条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた農作物収穫皆無耕地については、法第 150 条の 5 第 1 号の農林水産大臣が定める割合。）を乗じて得た金額に、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額

表 2

第 35 条第 1 項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合	率
100 分の 10	1
100 分の 20	7 分の 6
100 分の 30	7 分の 5

3 第 1 項の表の甲、乙及び丙に係る基準収穫量並びに前項第 1 号及び第 2 号の基準収穫量は、法第 109 条第 4 項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

4 第 1 項の表の丁に係る基準収穫量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに規則第 47 条の 8 第 2 項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

(共済金額の削減)

第 39 条 この組合は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 当該共済目的の種類に係る定款第 55 条第 1 項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該共済目的の種類に係る定款第 57 条第 1 項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第 40 条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1) 組合員が第 11 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 組合員が第 12 条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 組合員が第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 組合員が第 32 条第 1 項の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をしたとき。

(5) 組合員が第 32 条第 3 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(6) 組合員が正当な理由がないのに第 34 条の規定による払込みを遅滞したとき。

2 この組合は、組合員が植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の規定に違反した場

合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

- 3 この組合は、法第 106 条第 1 項第 1 号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(共済金支払額、減収量等の公告)

第 41 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、農作物共済減収量（第 35 条第 1 項甲に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、同項甲に規定する割合から組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに第 38 条第 1 項甲の減収量が同項甲の基準収穫量のそれぞれ 100 分の 30、100 分の 40 及び 100 分の 50 を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第 35 条第 1 項乙に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、同項乙に規定する割合から組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、第 38 条第 1 項乙の減収量が同項乙の基準収穫量の合計のそれぞれ 100 分の 20、100 分の 30 及び 100 分の 40 を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第 35 条第 1 項丙に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、同項丙に規定する割合から組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、第 38 条第 1 項丙の減収量が同項丙の基準収穫量の合計のそれぞれ 100 分の 10、100 分の 20 及び 100 分の 30 を超える場合におけるその超える部分の当該減収量をいい、第 35 条第 1 項丁に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあっては、第 38 条第 1 項丁の生産金額の減少額及び特定農作物共済減収量（規則第 47 条の 8 第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えた後の数量をいう。）をいう。）、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(無事戻し)

第 42 条 この組合は、農作物共済について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済目的に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受け、

又は当該事業年度の前 2 事業年度間にこの条の規定による無事戻金（法第 102 条の規定による払戻金をいう。以下同じ。）の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻し（同条の規定による払戻しをいう。以下同じ。）をすることができる。

(1) 当該事業年度の前 3 事業年度にわたり共済金の支払いを受けないとき。（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

(2) 当該事業年度の前 3 事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該共済目的の種類に係る定款第 57 条第 1 項の特別積立金の金額に当該共済目的の種類につき茨城県農業共済組合連合会から規則第 25 条第 4 項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第 3 章 家畜共済

（共済関係の成立）

第 43 条 乳牛の雌等（乳牛の雌及び乳牛の子牛等（規則第 29 条の乳牛の子牛等をいう。）をいう。以下同じ。）、肉用牛等（乳牛の雌等及び種雄牛以外の牛並びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。）、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚（以下「包括共済対象家畜」と総称する。）に係る家畜共済の共済関係は、組合員が、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、その飼養する包括共済対象家畜で第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる牛（牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達したものを含む。）、同号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものを一体として、肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、飼養区分（規則第 29 条の 2 の飼養区分をいう。以下同じ。）ごとに家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、組合員がその飼養

する種雄牛又は種雄馬で第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる牛（成牛に限る。）又は馬であるものを家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

3 包括共済対象家畜（子牛等及び肉豚を除く。以下この項において同じ。）であつて、次の各号に掲げる事由があるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

(1) この組合が当該組合員からの当該包括共済対象家畜についての第 1 項の規定による申込みにつき、第 47 条第 1 号の理由によりその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなった場合を除く。）。

(2) 当該包括共済対象家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜につき当該組合員との間に第 56 条第 1 項の個別共済関係が存していること（当該包括共済対象家畜につき第 48 条の包括共済関係が存している場合を除く。）。

4 肉豚を飼養する組合員で次に掲げる基準のすべてに適合する者が、その者の飼養する肉豚で出生後第 20 日の日を経過したものを一体として家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾した場合は、第 1 項の規定にかかわらず、当該承諾によって、当該肉豚に係る家畜共済の共済関係が成立するものとする。

(1) 必要に応じ実施する畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。

(2) 過去 3 年間に於いて母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後とも当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

(3) 過去 3 年間に於いてその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚（特定包括共済関係の存する者が当該特定包括共済関係の成立の後に畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させるため又は共済事故の発生による飼養頭数の大幅な減少を補うため出生後第 20 日の日を経過した肉豚を飼養するに至ったときは、当該肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

(4) 肉豚を過去 3 年間に於いて肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

(家畜共済への義務加入)

第 44 条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で、第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる牛（12 歳を超える種雄牛及び子牛（成牛以外の牛であって、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達したものをいう。）を除く。）又は同号に掲げる馬（明け 17 歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するものは、次の各号に該当する場合を除き、当該家畜を家畜共済に付さなければならない。

- (1) 取引のため 1 年以内飼養する目的で飼養する場合
- (2) この組合が当該家畜についての前条第 1 項の規定による申込みにつき、第 47 条第 1 号の理由によりその承諾を拒んだ場合であって、当該家畜を第 56 条第 1 項の規定により同項の個別共済関係に係る家畜共済に付することができないとき。
- (3) この組合が当該家畜についての前条第 2 項又は第 3 項の規定による申込みにつき、第 47 条第 2 号から第 4 号までの理由によりその承諾を拒んだ場合（同号の理由のなくなった場合を除く。）

(家畜共済の申込み)

第 45 条 組合員が第 43 条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
 - (2) 共済関係の種類、第 43 条第 1 項の規定による申込みにあつては包括共済対象家畜の種類並びに飼養頭数及び牛の胎児であつてその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達したもの（その共済掛金期間中に、達する可能性のあるものを含む。）の数、同条第 2 項又は第 3 項の規定による申込みにあつては共済目的の種類、同条第 4 項の規定による申込みにあつては肉豚の飼養頭数
 - (3) 申込みに係る家畜の飼養場所
 - (4) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 この組合は、第 54 条の規定による申込みを受けたときは、当該家畜の健康診断を行い、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の申込書に記載した事項に変更（第 49 条第 1 項、第 3 項、第 4 項又は第 6 項の規定による異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこ

の組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 46 条 この組合は、第 44 条の規定によりその飼養する家畜を家畜共済に付さなければならない組合員から牛（牛の胎児であってその母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達したものを含む。）又は馬についての第 43 条の規定による申込みがあった場合において、その申込みと同時に、第 44 条の規定により家畜共済に付さなければならない家畜及び子牛等でその申込みをした者の飼養するもののすべてについて、第 43 条の規定による申込みがなかったときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

第 47 条 この組合は、組合員から第 43 条の規定による申込みを受けた場合において、その申込みにつき、特定包括共済関係及び次条の包括共済関係に係るものである場合にあっては第 1 号、第 56 条第 1 項の個別共済関係に係るものである場合にあっては第 2 号から第 4 号までのいずれかに掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

- (1) その申込みに係る家畜のうち次号から第 4 号まで又は第 56 条第 1 項各号に掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜をこの組合の次条の包括共済関係に係る家畜共済に付している者又は肉豚をこの組合の特定包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。
- (2) その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいものであること。
- (3) その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。
- (4) その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。

(共済関係の消滅)

第 48 条 第 43 条第 1 項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「包括共済関係」という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった家畜につき既に同条第 3 項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は消滅す

るものとする。

- 2 特定包括共済関係の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった肉豚につき既に包括共済関係が成立しているときは、当該特定包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた包括共済関係は、消滅するものとする。
- 3 この組合との間に特定包括共済関係の存する者が第 43 条第 4 項に掲げる基準に適合しなくなったときは、その時に、その成立していた特定包括共済関係は、消滅するものとする。

(包括共済関係に係る共済目的の異動)

第 49 条 この組合との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第 2 条第 1 項第 2 号に掲げるものを飼養するに至ったときは、その時（その時に当該包括共済関係に係る共済責任が始まっていないときは、その共済責任の始まった時）に、当該牛若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達しているもの、馬又は種豚は、当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなったとき又はその者の飼養している牛の胎児がその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達したときも、また同様とする。

- 2 第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があった場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は種豚で第 2 条第 1 項第 2 号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛若しくは牛の胎児でその母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達しているもの、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。
- 3 この組合との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなったとき（その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなったときを除く。）は、その時に、当該家畜又は牛の胎児は、当該家畜共済に付した家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は豚で第 2 条第 1 項第 2 号に掲げるものでなくなったときも、また同様とする。

- 4 この組合との間に特定包括共済関係の存する者の飼養している肉豚が出生後第 20 日の日を経過したときは、その時（当該特定包括共済関係の共済責任が始まっていないときは、その共済責任の始まった時）に、当該肉豚は、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者が当該特定包括共済関係の成立の後に畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させるため又は共済事故の発生による飼養頭数の大幅な減少を補うため出生後第 20 日の日を経過した肉豚を飼養するに至ったときも、また同様とする。
- 5 第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により特定包括共済関係に関し権利義務の承継があった場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き出生後第 20 日の日を経過した肉豚を飼養していたときは、当該肉豚についても、また前項前段と同様とする。
- 6 この組合との間に特定包括共済関係の存する者が、この組合の当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付した肉豚を飼養しなくなったとき（その者が同時に当該特定包括共済関係に係る肉豚につき養畜の業務を営む者でなくなったときを除く。）は、その時に、当該肉豚は、当該家畜共済に付した肉豚でなくなるものとする。当該肉豚が種豚となったときも、また同様とする。

（共済関係の消滅しない場合）

第 50 条 この組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

- 2 前項の承諾には、第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（共済事故の一部除外）

第 51 条 この組合との間に乳牛の雌等、肉用牛等、馬又は種豚に係る包括共済関係の存する者又は特定包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する 2 週間前までに、この組合に対し、乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第 1 号、第 2 号又は第 5 号のいずれか、肉用牛等に係る包括共済関係にあつては第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号のいずれか、馬に係る包括共済関係にあつては第 1 号、第 2 号又は第 5 号のいずれか、種豚に係る包括共済関係にあつては第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号のいずれか、特定包括共済関係にあつては第 6 号に掲げるものを共済事故としない旨の申出をする

ことができる。

(1) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。次号において同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

(2) 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用並びに疾病及び傷害

(3) 疾病又は不慮の傷害によって死にひんした場合、不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合及び骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心臓炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経麻痺若しくは不慮の舌断裂であって採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合における廃用

(4) 疾病又は不慮の傷害によって死にひんした場合、不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合及び骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心臓炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯が疾患、顔面神経麻痺若しくは不慮の舌断裂であって採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合における廃用

(5) 疾病及び傷害

(6) 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項の家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項の届出伝染病（農林水産大臣が指定するものに限る。）に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

2 前項の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第 1 号及び第 2 号、肉用牛等、馬又は種豚に係る包括共済関係にあつては第 2 号、特定包括共済関係にあつては第 3 号に掲げる基準に適合するとき限り、することができる。

(1) 乳牛の雌等で第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時に於ける当該組合員の飼養頭数（以下「期首頭数」という。）が 6 頭以上であること。

(2) 当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる家畜につき、当該共済掛金期間の開始前 5 年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

(3) 肉豚につき、期首頭数が 200 頭以上であり、かつ、当該特定包括共済関係に係

る共済掛金期間の開始前 5 年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

- 3 第 1 項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第 2 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、同号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

(子牛等の共済目的からの除外)

第 52 条 この組合との間に乳牛の雌等又は肉用牛等に係る包括共済関係の存する者は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する 2 週間前までに、この組合に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第 2 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。

(共済責任の開始)

第 53 条 家畜共済に係る共済責任は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から始まる。ただし、その日以後第 49 条第 1 項又は第 2 項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜及び同条第 4 項又は第 5 項の規定により特定包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

- 2 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

(共済関係成立時等の書面交付)

第 53 条の 2 組合は、家畜共済に係る共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したとき（最初の共済掛金期間が開始したときを除く。）は、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済掛金期間の始期及び終期

- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第 15 条第 1 項から第 4 項まで、第 45 条第 3 項、第 57 条及び第 64 条の通知等をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名、又は記名押印しなければならない。

(加入証の交付)

第 54 条 この組合は、組合員に対し、共済掛金期間ごとに、家畜共済に付されている家畜に係る加入証を交付するものとする。

2 組合員は、当該家畜につき診療を受けようとするときは、前項の加入証を提示しなければならない。

(共済掛金期間)

第 55 条 家畜共済に係る共済掛金期間は、1 年（肉豚（特定包括共済関係に係る肉豚を除く。）に係るものにあつては、第 2 条第 1 項第 2 号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間。次項及び第 58 条第 1 項において同じ。）とする。

2 この組合は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、家畜共済に係る共済掛金期間を 1 年未満とすることができる。

3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間（肉豚（特定包括共済関係に係る肉豚を除く。）に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第 60 条第 1 項において同じ。）は、第 53 条第 1 項本文又は第 2 項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

(個別共済関係に係る家畜共済に付することができない場合)

第 56 条 次の各号のいずれかに該当する家畜は、新たに第 43 条第 2 項又は第 3 項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「個別共済関係」という。）に係る家畜共済に付することができない。

- (1) 12 歳を超える牛及び明け 17 歳以上の馬
- (2) 6 歳を超える種豚

2 家畜が前項各号のいずれかに該当するに至る前 2 年以内に新たに開始した個別共

済関係は、その該当するに至った時に属する共済掛金期間の満了の時に消滅する。

(通知義務)

第 57 条 この組合との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に第 49 条第 1 項の規定による異動（牛の胎児が授精若しくは受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達したことによる異動を除く。）若しくは同条第 3 項の規定による異動（死亡及び廃用を除く。）又は牛の出生を生じたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

2 この組合との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に付された牛の胎児であって、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日以上の子育の程度に達する可能性のあるものの価額が評価された後、当該胎児の品種が当該評価の時のものと異なるものとなり、当該価額の変更を必要とする場合には、当該牛の胎児が当該包括共済関係に係る家畜共済に付される日の前日までに、その旨をこの組合に通知しなければならない。

3 この組合との間に個別共済関係の存する者は、当該個別共済関係に係る共済目的たる家畜を他人に譲渡したとき、又はその家畜につき共済目的の種類を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

4 この組合との間に特定包括共済関係の存する者は、当該特定包括共済関係に係る肉豚に第 49 条第 4 項前段又は第 6 項の規定による異動を生じたときは、その時の属する基準期間の終了後、遅滞なく、当該基準期間中における当該異動をこの組合に通知しなければならない。

5 前項の基準期間は、基準日（共済掛金期間の開始の日から 1 箇月を経過するごとの日をいう。以下同じ。）の翌日から次の基準日までの期間とする。ただし、共済掛金期間を 1 年未満とする場合の当該共済掛金期間に係る最後の基準日は、当該共済掛金期間の満了の日とする。

6 この組合との間に特定包括共済関係の存する者は、第 49 条第 4 項後段の規定により当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚があったときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額)

第 58 条 家畜共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、共済掛金（共済金額に第 62 条の共済掛金率を乗じて得た金額（第 55 条第 2 項の規定により 1 年未満とされた共済掛金期間に係るものにあつては、月割によって計算された金額）をいう。次項に

において同じ。) から、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその 2 分の 1、豚に係るものにあつてはその 5 分の 2 に相当する金額 (その金額が法第 13 条の 2 の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額) を差し引いて得た金額とする。

- 2 家畜共済に付した家畜で、その共済金額が法第 115 条第 10 項の農林水産大臣の定める金額を超えるものに係る組合員負担共済掛金の金額は、前項の規定にかかわらず次の算式により計算される金額とする。

$$F = B P + A Q - C$$

F は、当該組合員負担共済掛金の金額

P は、第 62 条の共済掛金率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分の率

Q は、第 62 条の共済掛金率から P を差し引いたもの

A は、法第 115 条第 10 項の農林水産大臣の定める金額

B は、当該家畜の共済金額

C は、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものについては共済掛金の 2 分の 1、豚に係るものについては共済掛金の 5 分の 2 に相当する金額 (その金額が法第 13 条の 2 の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額)

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第 59 条 第 43 条の規定による申込みをした者は、第 45 条第 2 項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して 1 週間以内 (第 53 条第 2 項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から 2 週間以内) に、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、あらためて第 43 条の規定による申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

- 3 組合員は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

- 4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して 2 週間をもって猶予期間とする。

- 5 この組合が第 10 条第 2 項 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の承諾をした場合において、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済

掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の通知が到達した日（共済目的の譲受けの前に当該承諾の通知が到達した場合は、譲受けの日）の翌日から起算して 2 週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。

- 6 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（共済金額）

第 60 条 家畜共済の共済金額は、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、特定包括共済関係に係るものにあつてはその当該特定包括共済関係に係る肉豚の全体について、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間（特定包括共済関係に係るものにあつては、各共済掛金期間）の開始の時ににおける共済価額の 100 分の 20（肉豚に係るものにあつては、100 分の 40）を下らず、その時ににおける共済価額の 100 分の 80 を超えない範囲内において、第 63 条第 1 項の家畜共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員が選択した金額とする。この場合において、肉豚に係る特定包括共済関係に係る家畜共済にあつては、飼養区分ごとに当該飼養区分に係る共済金額を当該飼養区分に係る共済掛金期間開始の時ににおける肉豚の頭数で除して得た金額は、同一事業年度内は同額とする。

- 2 包括共済関係に係る家畜共済（肉豚に係るものを除く。）の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済金が支払われたときは、その時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

- 3 包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第 49 条第 1 項又は第 2 項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員は、共済掛金期間の中途においても、当該共済目的の異動があつた日から 2 週間以内に、この組合に対し、その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。特定包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第 49 条第 4 項又は第 5 項の規定による肉豚の異動により増加したときは、組合員は、共済掛金期間の中途においても、当該肉豚の異動があつた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から 2 週間以内に、この組合に対し、

その増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。

- 4 組合員は、前項の規定による請求をしたときは、その請求の日から 2 週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される組合員負担共済掛金の差額をこの組合に払い込まなければならない。
- 5 第 3 項の規定による請求に係る共済金額の増額は、前項の規定によりその差額をこの組合に払い込んだ日の翌日からその効力を生ずるものとする。
- 6 家畜共済に係る共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、組合員は、新たな共済掛金期間の開始の時に於いて、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。
- 7 第 3 項及び第 6 項の規定による場合のほか組合員（特定包括共済関係に係る組合員を除く。）は、新たな共済掛金期間の開始の時に於いて、この組合の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、家畜共済の共済金額を減額する場合を除き、第 47 条の規定を準用する。
- 8 第 3 項、第 6 項又は第 7 項の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第 1 項の規定にかかわらず、包括共済関係に係るものにあつてはその変更の時に於ける共済価額の 100 分の 30 を下らず、その時に於ける共済価額の 100 分の 80 を超えない範囲内において、特定包括共済関係に係るものにあつてはその変更の時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に於ける共済価額の 100 分の 40 を下らず、その時に於ける共済価額の 100 分の 80 を超えない範囲内において定めなければならない。

（共済価額）

第 61 条 家畜共済の共済価額は、次の金額とする。

- (1) 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係にあつては、組合員ごとに次の価額を合計した金額
 - イ 当該組合員が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額
 - ロ イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日以上に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額
- (2) 種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員ごとに、当該組合員が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額
- (3) 肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員ごと及び飼養区分ごとに、当該組合員が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区

分に係る肉豚の価額を合計した金額

(4) 個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る家畜の価額

(5) 特定包括共済関係にあつては、組合員ごとに、当該組合員が現に飼養している当該特定包括共済関係に係る肉豚の価額を合計した金額

2 前項第 2 号若しくは第 4 号の家畜又は同項第 1 号イの牛（次項に掲げるものを除く。）の価額は、最初の共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間の開始の後第 49 条第 1 項又は第 2 項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時）における家畜の価額とする。ただし、この組合と組合員との協議により新たな共済掛金期間の開始の時における家畜の価額に改定すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。

3 第 1 項第 1 号イの牛であつて、その共済掛金期間中に同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。

4 第 1 項第 1 号ロの牛の胎児の価額は、当該価額の算定の日以前 1 年間における当該胎児と価額を等しくする品種の初生牛の平均取引価格に相当する金額として規則第 29 条の 9 の 2 第 2 項の規定により農林水産大臣の定める方法によって算定される金額とする。

5 第 1 項第 3 号及び第 5 号の肉豚の価額は、最寄りの家畜市場において当該価額の算定の日以前 1 年間に取引された肥育を目的とした子豚の平均価格に相当する金額から、第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる肉豚となつた日から当該子豚の日齢までの間の生産費に相当する金額を差し引いて得た金額として規則第 29 条の 9 の 2 第 3 項の規定により農林水産大臣の定める方法によって算定される金額とする。

（共済掛金率）

第 62 条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次の各号の率の合計率とする。

(1) この組合の区域の属する地域に係る法第 115 条第 1 項第 1 号の共済掛金標準率甲（第 51 条第 1 項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第 115 条第 1 項第 1 号の共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率）と同率

(2) この組合の区域の属する地域に係る法第 115 条第 1 項第 2 号の共済掛金標準率

乙（第 51 条第 1 項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第 115 条第 1 項第 2 号の共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率）と同率

(3) この組合の区域の属する地域に係る法第 115 条第 1 項第 3 号の共済掛金標準率丙（第 51 条第 1 項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第 115 条第 1 項第 3 号の共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率）と同率

2 家畜共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、この組合の区域の属する地域ごと及び法第 115 条第 3 項の規定による危険段階別に、次の各号の率及び前項第 3 号の率の合計率とする。

(1) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲（第 51 条第 1 項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第 115 条第 1 項第 1 号の共済掛金割引標準率甲に当該危険段階共済掛金標準率甲の同号の共済掛金標準率甲に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）と同率

(2) 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙（第 51 条第 1 項の申出があったときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応するこの組合の区域の属する地域に係る法第 115 条第 1 項第 2 号の共済掛金割引標準率乙に当該危険段階共済掛金標準率乙の同号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）と同率

3 包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が 2 以上の共済目的の種類にわたるものの共済掛金率は、前 2 項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後第 60 条第 3 項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第 1 項第 1 号ロの価額を含む。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの前項各号の率及び第 1 項第 3 号の率の合計率を算術平均した率とする。

(家畜共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 63 条 理事は、家畜共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所、共済金額、組合員負担共済掛金等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとする事ができる。

2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 組合員は、いつでも、第 1 項の家畜共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

(損害防止の指導)

第 64 条 次の場合には、組合員は、あらかじめ、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

(1) 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。

(2) 共済目的である家畜を放牧するとき。

(3) 共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。

2 次の場合には、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

(1) 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。

(2) 共済目的である家畜が行方不明になったとき。

(共済金の支払額)

第 65 条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第 116 条第 1 項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

(1) 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の第 61 条第 2 項から第 5 項までに規定する価額から、肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時における評価額（これらの評価額が当該家畜の同項に規定する価

額の 2 分の 1 を超えるときは、当該家畜の同項に規定する価額の 2 分の 1) 又は当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等（家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を除く。）の金額を差し引いて得た金額（以下この条において「控除残額」という。）に共済金額の共済価額（特定包括共済関係に係るものにあつては、当該共済事故が発生した時の属する基準期間の開始の時ににおける共済金額のその時ににおける共済価額）に対する割合（その割合が 100 分の 80 を超えるときは、100 分の 80）を乗じて得た金額（手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時ににおける評価額が当該家畜の第 61 条第 2 項から第 5 項までに規定する価額の 2 分の 1 を超える場合において、当該乗じて得た金額が当該家畜の同項に規定する価額（当該家畜（肉豚を除く。）の同項に規定する価額が著しく過少であることを当該組合員が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額）からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等（手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。）を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額）

(2) 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によって組合員が負担すべき診療その他の行為の費用の内容に応じて規則第 33 条第 1 項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数に同項の農林水産大臣が定める 1 点の価額を乗じて得た金額（その金額が組合員が負担した費用の額を超えるときは、その費用の額）

2 同一の包括共済対象家畜又は特定包括共済関係に係る肉豚につき 2 個以上の家畜共済の共済関係が存する場合において、他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき前項の規定により計算された共済金（以下本項において「独立責任額」という。）の合計額が次の金額を超えるときは、各共済関係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、次の金額に、当該各共済関係に係る独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(1) 死亡又は廃用により支払うものにあつては、前項第 1 号の控除残額の 100 分の 80 に相当する金額（手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用の時ににおける評価額が当該家畜の第 61 条第 2 項から第 4 項までに規定する価額の 2 分の 1 を超える場合において、当該 100 分の 80 に相当する金額が当該家畜の同項に規定する価額（当該家畜の同項に規定する価額が著しく過少

であることを当該組合員が証明したときは、当該共済事故の原因が発生した直前の家畜の価額) からこれらの評価額及び当該共済事故の発生によって受けるべき補償金等(手当金を受けるべき場合には、その手当金を含む。)を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額)

(2) 疾病又は傷害により支払うものにあつては、前項第 2 号の金額

3 第 1 項第 1 号及び前項第 1 号の評価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用し得べき方法により利用するとした場合における価額とする。

4 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号の補償金等(手当金を含む。)は、組合員の悪意又は重大な過失によりその全部又は一部を受けることができなくなった場合においても、その全部を受けるべきものとして計算する。

5 特定包括共済関係に係るものにあつては、第 1 項第 1 号の規定により計算された共済金の基準期間内における合計額が、当該基準期間の開始の時ににおける共済金額を超えるときは、支払うべき共済金は、同号の規定にかかわらず、その共済金額を限度とする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第 66 条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この組合又は茨城県農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この組合は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなす。

(共済金の支払を請求できない場合)

第 67 条 家畜共済に係る共済責任の始まった日から 2 週間以内に共済事故が生じたときは、組合員は、共済金の支払を請求することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該組合員が、その共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことを証明した場合

(2) 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から付されていたものであること。

(3) 次の要件のすべてに適合する場合

- イ 当該共済事故が個別共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、種雄牛又は種雄馬となったため第 49 条第 3 項後段の規定により当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜でなくなった後 2 週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。

(4) 次の要件のすべてに適合する場合

- イ 当該共済事故が子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛等（子牛にあつては、この組合との間に当該家畜共済の共済関係の存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であり、かつ、その母牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前からイの家畜共済に付されていたものであること。

(5) 次の要件のすべてに適合する場合

- イ 当該共済事故が肉用牛等に係る共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛（組合との間にイの家畜共済の共済関係が存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る）であること。
- ハ 当該子牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前からこの組合と組合員との間に存する乳牛の雌等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに付されていたものであり、かつ、当該子牛が当該家畜共済に付された後法第 111 条の 6 第 1 項の規定によりイの家畜共済に付されたものであること。

(6) 次の要件のすべてに適合する場合

- イ 当該共済事故に係る家畜が、第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの組合の包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継によりこの組合の他の包括共済に新たに付されたものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの組合の包括共済に付されていたものであること。

(7) 次の要件のすべてに適合する場合

- イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該特定包括共済関係の存する者が飼養する母豚から出生し、当該特定包括共済関係の成立後に出生後第 20 日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。）を経過したものであること。

(8) 次の要件のすべてに適合する場合

- イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る肉豚が、法第 150 条の 5 の 4 の規定によりイの特定包括共済関係に係る共済責任の開始の際に消滅した包括共済関係に当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から付されていたものであること。

(9) 次の要件のすべてに適合する場合

- イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から特定包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚でなくなった後 2 週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。

(10) 次の要件のすべてに適合する場合

- イ 当該共済事故に係る家畜が、第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継前から引き続きこの組合の包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継によりこの組合の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりこの組合の特定包括共済に付されていたものであること。

2 第 51 条第 1 項の申出に係る包括共済関係又は特定包括共済関係につき共済事故の変更があった場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となったものがその変更の日から 2 週間以内に生じたときは、組合員は、共済金の支払を請求することができない。ただし、前項第 1 号に掲げる場合は、この限りでない。

3 第 60 条第 7 項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合においてその増額された日から 2 週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行われなかったものとして計算する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合には、この限りではない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる場合

(2) 新たな共済掛金期間の開始の時ににおける共済価額がその直前の共済掛金期間の終了の時ににおける共済価額から増加する割合の範囲内で共済金額を増額する場合

(3) その直前の共済掛金期間中に第 60 条第 8 項に規定する最低割合が引き上げられた場合において、新たな共済掛金期間の開始の時ににおける共済価額に当該最低割合を乗じて得た金額まで共済金額を増額する場合

4 特定包括共済関係に係る各共済掛金期間開始の時ににおいて組合員が申し出た共済金額が、その直前の共済掛金期間の終了の時ににおける共済金額から増額された場合において、その増額された日から 2 週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額がなかったものとして算定する。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

第 68 条 組合員は、廃用に係る家畜をと殺したときは、あらかじめこの組合の承諾を得た場合を除いては、廃用に係る共済金の支払を請求することができない。ただし、やむを得ない事由のある場合においてと殺したときは、この限りでない。

(共済金の支払の免責)

第 69 条 次の場合には、この組合は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1) 組合員が第 11 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 組合員が第 12 条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 組合員が第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 第 43 条第 1 項又は第 4 項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

(5) 組合員が、第 57 条第 1 項、第 4 項及び第 6 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(6) 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。

- (7) 第 51 条第 1 項の申出に係る包括共済関係につき共済事故についての変更があった場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となったものに係る損害が、その変更前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって生じたとき。
- (8) 第 60 条第 7 項の規定により共済金額が増額された場合「又は特定包括共済に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時に於ける共済金額から増額された場合」において、その増額前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
- (9) 組合員又は組合員と同一の世帯に属する親族が故意又は重大な過失によって損害を生じさせたとき。ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- (10) 組合員が競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）による競馬の競走に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。
- 2 この組合は、この組合との間に肉豚に係る包括共済関係が存する組合員が、新たに第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる肉豚を飼養するに至った場合であつて、正当な理由がないのに当該肉豚につき第 43 条の申込み又は共済掛金の払込みを遅滞したときは、当該包括共済関係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(共済関係の無効)

第 70 条 第 43 条第 3 項の規定による申込みの承諾の際、包括共済対象家畜で同項各号に掲げる事由がないものに係る個別共済関係は、無効とする。

2 第 56 条第 1 項の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。

3 最初の共済掛金期間の開始の時に於ける共済金額が、その時に於ける共済価額の 100 分の 80 に相当する金額を超過したときは、その超過した部分については、家畜共済の共済関係は、無効とする。第 60 条第 5 項、第 6 項又は第 7 項の規定による変更後の共済金額又は特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時に於ける共済金額から増額された場合におけるその増額後の共済金額が、その変更の時に於ける共済価額の 100 分の 80 に相当する金額を超過したときも、同様とする。

(告知義務違反による解除)

第 71 条 組合員は、第 43 条の規定による申込みの当時、家畜共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第 43 条の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 箇月間行使しないときは、消滅する。第 43 条の規定による申込みの承諾の時から 6 箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第 71 条の 2 組合は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 71 条の 3 家畜共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第 71 条第 2 項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第 72 条 個別共済関係に係る共済目的である家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該個別共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 第 53 条第 2 項に規定する場合であって、第 59 条第 1 項の規定に違反したときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3 第 59 条第 4 項の猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。

4 第 59 条第 5 項に違反したときは、第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。

5 個別共済関係の共済目的である家畜（乳牛の雌を除く。）が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。

(他人の家畜を家畜共済に付した場合)

第 73 条 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第 1 項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえること

ができる。

(組合員負担共済掛金の分納)

第 74 条 この組合は、包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、次の各号に掲げる場合には、第 59 条第 1 項又は第 3 項の規定にかかわらず、当該組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金（同条第 5 項又は第 60 条第 4 項の規定により払い込むべき差額部分を除く。）を当該各号に掲げる回数に分割して払い込むことを認めることができる。

- (1) 共済掛金期間が 1 年（第 55 条第 2 項の規定により共済掛金期間を 1 年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が 12 箇月のものを含む。以下同じ。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの組合員負担共済掛金の金額が 3 万円以上である場合 3 回
 - (2) この組合が第 55 条第 2 項の規定により共済掛金期間を 1 年未満とする包括共済関係であつて、当該共済掛金期間が 6 箇月以上 12 箇月未満のものについて、当該包括共済関係に係る組合員負担共済掛金の金額が 3 万円以上である場合 2 回
- 2 前項の申請は、次項の規定による第 2 回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
- 3 第 1 項の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込む場合の払込期限は、次のとおりとする。
- (1) 第 1 項第 1 号の規定により 3 回に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金の 3 分の 1 に相当する金額を、第 45 条第 2 項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して 1 週間以内（第 53 条第 2 項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から 2 週間以内。次号において同じ。）及び第 1 回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を 3 回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。
 - (2) 第 1 項第 2 号の規定により組合員負担共済掛金を分割して払い込むことを認められた場合には、第 45 条第 2 項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して 1 週間以内に組合員負担共済掛金の 2 分の 1 に相当する金額を、第 1 回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して当該共済掛金期間の 2 分の 1 に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

- 4 前項に規定する第2回目以降の払込期限後2週間をもって猶予期間とする。
- 5 第1項の規定により分割払込みを認められた包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、第53条第1項本文の規定にかかわらず、この組合が第3項の規定による第1回の払込みを受けた日の翌日から始まる。
- 6 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

第74条の2 この組合は、特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、共済掛金期間ごとに、当該特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金の金額が3万円以上である場合には、第59条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該組合員の申請に基づき、当該組合員負担共済掛金（同条第5項又は第60条第4項の規定により払い込むべき差額の部分を除く。）を当該共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して払い込むことを認めることができる。

- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
- 3 組合員は、第1項の規定により特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について、当該特定包括共済関係の共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して払い込むことを認められた場合には、組合員負担共済掛金を当該共済掛金期間の月数に相当する回数で除した金額に相当する金額を、第45条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第53条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内）及び第1回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日の翌日から起算して1箇月を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に払い込まなければならない。
- 4 前項に規定する第2回目以降の払込期限から起算して2週間は、払込みの猶予期間とする。
- 5 第1項の規定により分割して払い込むことを認められた特定包括共済関係に係る家畜共済の共済責任は、第53条第1項本文の規定にかかわらず、この組合が第3項の規定による第1回の払込みを受けた日の翌日から始まる。
- 6 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

第75条 第5条第1項、第6条及び第6条の2の規定は、第74条第4項及び前条第4項の猶予期間が経過してもなお当該期間内に払い込むべき組合員負担共済掛金を払

い込まない組合員に係る督促、延滞金及び督促手数料の徴収について準用する。

第 76 条 組合員が正当な理由がないのに第 74 条第 4 項及び第 74 条の 2 第 4 項の規定に違反して組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第 69 条の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部又は一部につき支払の責めを免れるものとする。

(無事戻し)

第 76 条の 2 この組合は、家畜共済について、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに、引き続き当該事業年度の前 3 事業年度間にわたり共済金の支払を受けない、又は当該事業年度の前 3 事業年度間に支払を受けた共済金の金額が当該事業年度の前 3 事業年度間の共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の 6 分の 1 に相当する金額に満たないときは、総代会の議決を経て、共済掛金組合員負担分の 6 分の 1 に相当する金額（当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受けたときは、当該 6 分の 1 に相当する金額から当該共済金の金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第 52 条第 2 号の勘定に係る定款第 57 条第 2 項の特別積立金の金額に茨城県農業共済組合連合会から規則第 25 条第 4 項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第 4 章 果樹共済

(定義)

第 77 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 収穫共済の共済目的の種類等 法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。
- (2) 半相殺方式による収穫共済 法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (3) 災害収入共済方式による収穫共済 法第 120 条の 6 第 1 項第 3 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (4) 樹園地単位方式による収穫共済 法第 150 条の 5 の 13 第 1 項に規定する金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (5) 特定危険方式による収穫共済 法第 120 条の 3 の 2 第 3 項の規定の適用を受け

る共済関係に係る収穫共済のうち同条第 1 項本文の申出に係るものをいう。

(6) 短縮方式による収穫共済 昭和 61 年 1 月 23 日農林水産省告示第 137 号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第 4 号に掲げる果樹に係る収穫共済の共済関係に係る収穫共済をいう。

(7) 果樹共済資格団体 法第 15 条第 1 項第 4 号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。

(8) 災害収入共済方式資格者 当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産量のおおむね全量を過去 5 年間において法第 120 条の 10 に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は果樹共済資格団体をいう。

（共済関係の成立）

第 78 条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごとに、組合員が申込期間内にその現に栽培している第 2 条第 1 項第 3 号の果樹（収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類。次条第 2 号において同じ。）ごとの栽培面積が 5 アールに達しないものを除く。）のすべて（当該果樹のうちに次の各号に掲げる事由に該当する果樹があるときは、その該当する果樹以外の当該果樹のすべて）を収穫共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって成立するものとする。

(1) 収穫共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。

(2) 第 88 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号の標準収穫量、同項第 2 号の基準生産金額若しくは生産金額又は当該果樹の価額の適正な決定が困難であること。

(3) 当該果樹に係る第 91 条第 1 項から第 3 項までの減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額の適正円滑な認定が困難であること。

(4) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

2 前項の申込期間は、収穫共済にあつては次に掲げる期間とする。

なし 5 月 1 日から 5 月 31 日まで

3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の申込期間は、前項の規定にかかわらず次に掲げる期間とする。

なし 1月10日から2月20日まで

(果樹共済への義務加入)

第79条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で第2条第1項第3号の果樹につき栽培の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該果樹を収穫共済に付さなければならない。

(1) この組合が当該果樹についての前条第1項の規定による申込みにつき、第81条の理由によりその承諾を拒んだ場合(同条の理由がなくなった場合を除く。)

(2) 当該果樹が、その者が栽培する果樹で収穫共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積が前条第1項に規定する面積に達しないものである場合

(3) 当該果樹が前条第1項各号に掲げる事由に該当する果樹である場合

(果樹共済の申込み)

第80条 組合員が第78条第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

(1) 申込者の氏名及び住所(法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、果樹共済資格団体たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所)

(2) 果樹区分(収穫共済の共済事故等による種別(法第120条の7第1項の収穫共済の共済事故による種別をいう。以下同じ。))による区分をいう。以下同じ。)

(3) 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数

(4) 既に法第84条第1項第4号の事故が発生している果樹がある場合又はその事故の原因が生じている果樹がある場合にあつてはその旨

(5) 災害収入共済方式による収穫共済に付することを申し込む場合にあつては、その申込みに係る収穫共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画

(6) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、第78条第1項の規定による申込みを受けたときは、当該収穫共済に係る第84条各項に掲げる期間の開始時の10日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを当該申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更(第85条に規定する共済目的の異動を除

く。)が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 81 条 この組合は、組合員から第 78 条第 1 項の規定による申込みがあった場合において、共済目的の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している第 2 条第 1 項第 3 号の果樹で第 78 条第 1 項の規定による申込みができるもののすべてでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(共済事故の一部除外)

第 82 条 組合員は、第 78 条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、半相殺方式による収穫共済及び樹園地単位方式による収穫共済について、第 2 条第 1 項第 3 号の共済事故のうち暴風雨（農林水産大臣が定めるものに限る。）、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

(1) 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が 20 アール以上であり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前 5 年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。

(2) 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

(共済関係の消滅しない場合)

第 83 条 この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、この組合を脱退した場合（この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者が果樹共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該果樹共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合）において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第 83 条の 2 組合は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 80 条第 3 項並びに第 85 条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 84 条 収穫共済の共済責任期間は、花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間とする。

2 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の共済責任期間は、前項の規定にかかわらず、発芽期から果実の収穫をするに至るまでの期間とする。

(通知義務)

第 85 条 この組合との間に収穫共済の共済関係の存する者は、当該共済関係に係る共済目的を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき、法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき又は第 80 条第 1 項第 5 号の計画を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第 86 条 収穫共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあっては、収穫共済の共済目的の種類。以下この項において同じ。）ごと及び収穫共済の共済事故等による種別ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る第 89 条第 1 項又は第 2 項の共済掛金率を乗じて得た金額から、当

該共済金額にこの組合の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫基準共済掛金率（法第 120 条の 7 第 1 項の収穫基準共済掛金率をいう。以下同じ。）（当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について第 89 条第 2 項の規定の適用があるときは、当該収穫基準共済掛金率から、その率に当該組合員に係る同項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額の 2 分の 1 に相当する金額（組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該 2 分の 1 に相当する金額及び当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。

- 2 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（組合員負担共済掛金の払込期限）

第 87 条 第 78 条第 1 項の規定によりこの組合との間に収穫共済の共済関係が成立した者は、収穫共済に係る組合員負担共済掛金を第 1 号に掲げる期日までにこの組合に払い込まなければならない。ただし、当該組合員負担共済掛金の金額が 3 万円以上であって、かつ、その支払につき確実な担保を供し、又は保証人を立てた場合にあっては、第 2 号に掲げる期日までにその収穫共済に係る組合員負担共済掛金を払い込むものとする。

(1) 6 月 15 日

(2) 10 月 31 日

- 2 第 78 条第 1 項の規定によりこの組合との間に特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の共済関係が成立した者は、前項の規定にかかわらず、当該収穫共済に係る組合員負担共済掛金を 3 月 15 日までにこの組合に払い込まなければならない。

（共済金額）

第 88 条 収穫共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから組合員が申し出た金額とする。

- (1) この組合と組合員との間に成立するなしに係る半相殺方式による収穫共済の共済関係にあっては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員の住所（果樹共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果

実の単位当たり価額に、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（以下この項において「標準収穫金額」という。）の100分の60を下らず、標準収穫金額の100分の70（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の80）を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額

(2) この組合と災害収入共済方式資格者との間に成立するなしに係る災害収入共済方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、基準生産金額に100分の60を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額（以下「特定収穫共済限度額」という。）を超えない範囲内において災害収入共済方式資格者が申し出た金額

(3) この組合と組合員との間に成立するなしに係る樹園地単位方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、組合員の住所（果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（以下この号において「標準収穫金額」という。）の100分の40を下らず、標準収穫金額の100分の60（特定危険方式による収穫共済にあつては、100分の70）を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額

2 前項第1号及び第3号の標準収穫量は、法第120条の6第3項及び第150条の5の13第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

3 第1項第2号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、法第120条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該災害収入共済方式資格者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産金額を基礎として、この組合が定める金額とする。

（共済掛金率）

第89条 収穫共済の共済掛金率は、この組合に係る収穫基準共済掛金率と同率とする。

2 法第120条の7第2項の規定により農林水産大臣の定める共済目的の種類につき同項の規定により農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹を栽培する組合員に係る収穫共済の共

済掛金率は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する率から、その率に当該組合員に係る防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率とする。

- 3 前項の防災施設割引率は、共済目的の種類ごと及び防災施設の種類ごとに、規則第 33 条の 6 の 5 第 2 項の規定により農林水産大臣が地域別に定める割引率により、同項の規定により農林水産大臣が定めるところにより、この組合が、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに定める。

(果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 90 条 理事は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金のうち組合員が負担する部分の率、果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするができる。

- 2 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第 78 条第 1 項の申込期間が開始する日の 10 日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。

- 3 組合員は、いつでも、第 1 項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払)

第 91 条 この組合は、半相殺方式による収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）の合計が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の 100 分の 30（特定危険方式による収穫共済にあつては、100 分の 20）を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収穫量の合計に対する割合に 7 分の 10（特定危険方式による収穫共済にあつては、4 分の 5）を乗じて得た率から 7 分の 3（特定危険方式による収穫共済にあつては、4 分の 1）を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

- 2 この組合は、災害収入共済方式による収穫共済については、前項の規定にかかわ

らず、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、第 2 条第 1 項第 3 号に規定する果実の減収又は品質の低下（農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ規則第 33 条の 8 の 2 第 1 項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係る基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定された当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しない場合に、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

3 この組合は、樹園地単位方式による収穫共済については、前項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）がその基準収穫量の 100 分の 40（特定危険方式による収穫共済にあつては、100 分の 30）を超えた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に 3 分の 5（特定危険方式による収穫共済にあつては、7 分の 10）を乗じて得た率から 3 分の 2（特定危険方式による収穫共済にあつては、7 分の 3）を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

4 第 1 項及び第 3 項の基準収穫量は、この組合が第 88 条第 2 項の規定により定めた標準収穫量に法第 120 条の 8 第 4 項及び法第 150 条の 5 の 14 第 2 項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

5 第 2 項の基準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに規則第 33 条 8 の 2 第 2 項の農林水産大臣が定める準則に従って、過去一定年間におけるその者の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、この組合が定める数量とする。

（共済金額の削減）

第 92 条 この組合は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹区分ご

とに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 当該果樹区分に係る定款第 55 条第 3 項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該果樹区分に係る定款第 57 条第 3 項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第 93 条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1) 組合員が第 11 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 組合員が第 12 条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 組合員が第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 第 78 条第 1 項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する第 80 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

(5) 組合員が第 85 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 この組合は、法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(告知義務違反による解除)

第 94 条 組合員は、第 78 条第 1 項の規定による申込みの当時、果樹共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重

大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該収穫共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第78条第1項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。第78条第1項の規定による申込みの承諾の時から6箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第94条の2 組合員が正当な理由がないのに第87条各項の規定による払込みを遅滞したとき、この組合は、当該収穫共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第94条の3 組合は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第94条の4 果樹共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第 94 条第 2 項 解除がされた時まで発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 第 94 条の 2 解除がされた時まで発生した共済事故による損害

(3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時まで発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公告)

第 95 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、第 91 条第 1 項から第 3 項までの減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(無事戻し)

第 96 条 この組合は、果樹共済について、果樹無事戻区分(果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。)ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金(以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。)の 2 分の 1 に相当する金額(当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前 2 事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額)を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

(1) 当該事業年度の前 3 事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき。(当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額以上の金額であるときを除く。)

(2) 当該事業年度の前 3 事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額(当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額)に満たないとき。

2 この組合が前項の規定による無事戻しをする金額は、当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの定款第 57 条第 3 項の特別積立金の金額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額に当該果樹無事戻区分につき茨城県農業共済組合連合会から規則第 25 条第 4 項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第5章 畑作物共済

(定義)

第97条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 畑作物共済の共済目的の種類等 法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。
- (2) 半相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (3) 全相殺方式による畑作物共済 法第120条の14第1項第2号及び第3号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済をいう。
- (4) 一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済 法第150条の6第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済のうち、大豆を共済目的とするものをいう。
- (5) 畑作物共済資格団体 法第15条第1項第5号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (6) 大豆の全相殺方式資格者 全相殺方式による畑作物共済のうち大豆に係る畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去5年間において法第120条の18において準用する法第120条の10に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は畑作物共済資格団体をいう。

(共済関係の成立)

第98条 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、組合員が栽培を行う第2条第1項第4号の農作物（次に掲げる農作物を除く。次項において「対象農作物等」という。）のすべてを畑作物共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

- (1) 畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積が5アールに達しない農作物
- (2) 次に掲げる事由に該当する農作物
 - イ 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
 - ロ 当該農作物に係る第107条第1項第1号、第2号若しくは第3号の基準収穫量の適正な決定が困難であること。

ハ 当該農作物に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。

ニ 当該農作物に係る収穫物が未成熟なまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行わないおそれがあること。

2 前項の規定による承諾は、組合員が次の各号に掲げる期間内に、すべての種類の対象農作物等について同項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

- (1) 第1区分 大豆 6月1日から6月30日まで
- (2) 第2区分 スイートコーン 2月20日から3月20日まで
- (3) 第3区分 かぼちゃ 1月10日から2月10日まで

(畑作物共済への義務加入)

第99条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で、第2条第1項第4号の農作物につき栽培の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該農作物を畑作物共済に付さなければならない。

- (1) この組合が当該農作物についての前条第1項の規定による申込みにつき、第101条の理由によりその承諾を拒んだ場合(同条の理由がなくなった場合を除く。)
- (2) 当該農作物が、その者が栽培を行う農作物で畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積が前条第1項第1号に規定する面積に達しないものである場合
- (3) 当該農作物が前条第1項第2号に掲げる事由に該当する農作物である場合

(畑作物共済の申込み)

第100条 組合員が第98条第1項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所(法人たる組合員にあってはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、畑作物共済資格団体たる組合員にあってはその名称並びにその代表者の氏名及び住所。次号において同じ。)
- (2) 共済目的の種類
- (3) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期
- (4) 次条第2号の作付基準に適合していることを明らかにする事項
- (5) 大豆に係る全相殺方式による畑作物共済に付することを申し込む場合にあつては、その申込みに係る畑作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

(6) その他共済目的を明らかにすべき事項

- 2 この組合は、第 98 条第 1 項の規定による申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る第 103 条に掲げる期間の開始時の 10 日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の申込書に記載した事項に変更（第 104 条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 101 条 この組合は、組合員から第 98 条第 1 項の規定による申込みがあった場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

- (1) その者の第 98 条第 1 項の規定による申込みに係る農作物が、その者が栽培を行う第 2 条第 1 項第 4 号の農作物で第 98 条第 1 項の規定による申込みができるもののすべてでないこと。
- (2) その者の 98 条第 1 項の規定による申込みに係る農作物(スイートコーン及びかぼちゃを除く。)の作付けが、次に掲げる作付基準に適合しないこと。
 - イ 連作による障害が認められないこと。
 - ロ 当該地域内における畑作物の望ましい作付体系及び作付割合であること。

(共済関係の消滅しない場合)

第 102 条 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合（この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者が畑作物共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該畑作物共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合）において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

- 2 前項の承諾には、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第 102 条の 2 組合は、畑作物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称

- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 100 条第 3 項並びに第 104 条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名、又は記名押印しなければならない

(共済責任期間)

第 103 条 畑作物共済の共済責任期間は、発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間とする。

(通知義務)

第 104 条 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者は、共済目的を譲渡し、収穫適期前に掘り取り、刈り取り、抜き取り若しくはすき込んだとき、第 120 条の 12 第 1 項第 1 号の規定により栽培方法等に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法等を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるのに係る栽培方法等以外のものへ変更したとき又は第 100 条第 1 項第 5 号の計画を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第 105 条 畑作物共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第 108 条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該組合員の住所（畑作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所）の存する地域（法第 120 条の 15 第 1 項の地域をいう。）の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率（法第 120 条の 15 第 1 項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の 100 分の 55 に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第 106 条 第 98 条第 1 項の規定によりこの組合との間に畑作物共済の共済関係が成立した者は、畑作物共済に係る組合員負担共済掛金を次に掲げる期日までにこの組合に払い込まなければならない。

大豆	7 月 31 日
スイートコーン	5 月 20 日
かぼちゃ	4 月 15 日

(共済金額)

第 107 条 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから組合員（大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあつては、全相殺方式資格者に限る。）が申し出た金額とする。

- (1) この組合と組合員との間に成立する大豆に係る半相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに単位当たり共済金額に、当該組合員が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の 100 分の 80 に相当する数を乗じて得た金額
 - (2) この組合と組合員との間に成立する大豆、スイートコーン及びかぼちゃに係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに単位当たり共済金額に、当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の 100 分の 80 (大豆にあつては 100 分の 90) に相当する数を乗じて得た金額
 - (3) この組合と組合員との間に成立する一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の 100 分の 70 に相当する数を乗じて得た金額
- 2 前項第 1 号から第 3 号各号の単位当たり共済金額は、別表第 4 の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等につき同表右欄に掲げる地域ごとに当該地域の属する法第 120 条の 14 第 2 項の規定により農林水産大臣が定める地域に係る同項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうちの最高額と同等とする。
- 3 組合員が、次の各号に掲げる共済目的の種類等ごとに、当該各号に掲げる金額の

うちいずれかの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該組合員に係る第 1 項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

(1) 大豆 1 類 法第 120 条の 14 第 2 項及び法第 150 条の 6 第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち、2 番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額

(2) 大豆 2 類 法第 120 条の 14 第 2 項及び法第 150 条の 6 第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち、2 番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額

(3) 大豆 3 類 法第 120 条の 14 第 2 項及び法第 150 条の 6 第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち、2 番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額

4 前項の申出は、毎年、加入申込書に記入してこの組合に提出するものとする。

5 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の基準収穫量は法第 120 条の 14 第 3 項の農林水産大臣が定める準則に従いこの組合が定める。

(共済掛金率)

第 108 条 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び法第 120 条の 15 第 1 項の規定により茨城県知事が定めた地域ごとに、当該地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率と同率とする。

(畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 109 条 理事は、畑作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち組合員が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年、第 98 条第 2 項の申込期間が開始する日の 10 日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。

3 組合員は、いつでも、第 1 項の畑作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払)

第 110 条 この組合は、半相殺方式による畑作物共済については、大豆に係るものに

あつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第 103 条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第 120 条の 16 第 1 項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の 100 分の 20 を超えた場合に、第 107 条第 1 項第 1 号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

2 この組合は、全相殺方式による畑作物共済については、大豆、スイートコーン及びかぼちゃに係るものにあつては畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第 103 条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第 120 条の 16 第 2 項の実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の 100 分の 20（大豆にあつては 100 分の 10）を超えた場合に、第 107 条第 1 項第 2 号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

3 この組合は、一筆単位方式による大豆に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該組合員が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第 103 条の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第 150 条の 7 第 1 項の実損害額を勘案して農林水産

大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準数量の100分の30を超えた場合に、第107条第1項第4号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

(共済金額の削減)

第111条 この組合は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物区分(一の畑作物共済再保険区分(法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。))に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 当該畑作物区分に係る定款第55条第4項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該畑作物区分に係る定款第57条第4項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責等)

第112条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1) 組合員が第11条第1項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 組合員が第12条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 組合員が第15条第1項又は第2項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 第98条第1項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第100条第1項第2号から第4号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)

(5) 組合員が第104条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 この組合は、法第120条の12第1項第1号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果、通常生ずべき損失の額については、当該組

会員に対して共済金の支払の義務を有しない。

- 3 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(告知義務違反による解除)

第 113 条 組合員は、第 98 条第 1 項の規定による申込みの当時、畑作物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

- 2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。

- 3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

- (1) 第 98 条第 1 項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

- (2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

- (3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

- 4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

- 5 第 2 項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 箇月間行使しないときは、消滅する。第 98 条第 1 項の規定による申込みの承諾の時から 6 箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第 113 条の 2 組合員が正当な理由がないのに第 106 条の規定による払込みを遅滞したときは、この組合は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第 113 条の 3 組合は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 113 条の 4 畑作物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第 113 条第 2 項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第 113 条の 2 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公告)

第 114 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、第 110 条第 1 項、第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項の減収量又は共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(無事戻し)

第 115 条 この組合は、畑作物共済について、規則第 23 条の 2 第 5 項に規定する畑作物無事戻区分ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受け又は当該事業年度の前 2 事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

- (1) 当該事業年度の前 3 事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額以上の金額であるときを除く。）
 - (2) 当該事業年度の前 3 事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。
- 2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの定款第 57 条第 4 項の特別積立金の金額を、当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額に、当該畑作物無事戻区分につき茨城県農業共済組合連合会から規則第 25 条第 4 項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第 6 章 園芸施設共済

（共済関係の成立）

第 116 条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、組合員が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 前項の規定による承諾は、組合員が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）のすべてについて同項の規定による申込み（第 118 条第 2 項又は第 3 項の規定による申出をする場合にあっては、当該申出を含む。）をしている場合でなければ、しないものとする。

(1) 園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。

(2) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること。

（園芸施設共済への義務加入）

第 117 条 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者で、特定園芸施設を所有するものは、次の各号に該当する場合を除き、その者が所有する特定園芸施設を

園芸施設共済に付さなければならない。

- (1) 当該特定園芸施設が前条第 2 項各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設である場合
- (2) 当該特定園芸施設が、園芸施設共済に付した特定園芸施設である場合
- (3) 当該特定園芸施設が、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が 5 アール未満である者が所有する特定園芸施設である場合

(園芸施設共済の申込み)

第 118 条 組合員が第 116 条第 1 項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあっては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
 - (2) 特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間
 - (3) 附帯施設の種類及び経過年数
 - (4) 施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間
 - (5) その他共済目的を明らかにすべき事項
- 2 組合員は、第 116 条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。
- 3 組合は、第 116 条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨を申出をすることができる。
- 4 この組合は、第 116 条第 1 項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。
- 5 第 1 項の申込書に記載した事項に変更（第 123 条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 119 条 この組合は、特定園芸施設を管理する組合員から第 116 条第 1 項の規定による申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が同条第 2 項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾

を拒むことができるものとする。

(共済事故の一部除外)

第 120 条 組合員は、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について第 116 条の規定による申込みと同時に、この組合に対し、第 2 条第 1 項第 5 号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

(1) 前項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が 5 アール以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前 3 年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。

(2) 前項の申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

(共済関係の消滅しない場合)

第 121 条 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、この組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第 121 条の 2 組合は、園芸施設共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 組合の名称

(2) 組合員の氏名又は名称

(3) 共済事故

(4) 共済責任期間の始期及び終期

(5) 共済金額

(6) 共済目的を特定するために必要な事項

(7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法

(8) 第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第 118 条第 5 項並びに第 123 条の通知をすべき事項

(9) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提

出期間及びその提出の方法

(10) 共済関係の成立年月日

(11) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 122 条 園芸施設共済の共済責任期間は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の属する月の翌月の 1 日から起算して 1 年間とする。ただし、現に園芸施設共済に付されている特定園芸施設以外の特定園芸施設を組合員が新たに所有し又は管理した場合その他特別な理由がある場合における共済責任期間は、この組合が組合員から組合員負担共済掛金の払込みを受けた日の翌日から当該組合員との協議により定める日までとすることができる。

2 その共済責任期間が現に開始し、かつ、終了していない園芸施設共済に係る組合員からこの組合が、その開始している共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）の 1 箇月前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済においてその先に開始するいずれかの特定園芸施設としての被覆期間に係る共済責任期間の終了日の 10 日前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から 1 年間とする。

3 この組合は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前 2 項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る組合員との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を 4 箇月以上 1 年未満（第 1 号及び第 4 号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあつては、1 年未満）とすることができる。

(1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。

(2) 当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

(3) 当該特定園芸施設の被覆期間が周年でなく、被覆しない期間中は、施設園芸の

用に供しないこと。

- (4) 当該特定園芸施設について気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての被覆期間と気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての被覆期間が連続し、かつ、その被覆期間を合計した期間が4箇月以上であること。

(通知義務)

第 123 条 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者は、共済目的を譲渡し、移転し、解体し、増築し若しくは改築したとき、共済目的の構造若しくは材質を変更したとき、共済目的が共済事故以外の事由により破損し若しくは滅失したとき（破損したときにあつては、その被害が軽微なときを除く。）、共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物を共済目的とする共済関係において施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額)

第 124 条 園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、共済金額に第 127 条の共済掛金率を乗じて得た金額（第 122 条第 3 項の規定により 1 年未満とされた共済責任期間に係るものにあつては、当該金額に別記の係数を乗じて得た金額）からその 2 分の 1 に相当する金額（その金額が法第 13 条の 5 の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

(組合員負担共済掛金の払込期限)

第 125 条 第 116 条第 1 項の規定による申込みをした者は、第 118 条第 3 項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して 1 週間以内に、園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金をこの組合に払い込まなければならない。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて組合員負担共済掛金の払込みを受けたときは、この組合は、改めて第 116 条第 1 項の規定による申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。
- 3 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(共済金額)

第 126 条 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設（第 2 条第 5 項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。）ごとに、共済価額の 100 分の 40 を下らず、共済価額の 100 分の 80 を超えない範囲内において、第 128 条第 1 項の園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員が選択した金額とする。

2 前項の共済価額は、法第 120 条の 22 第 3 項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時点における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この組合が定める金額とする。

3 第 118 条第 2 項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第 33 条の 27 第 2 項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額（以下「撤去費用基準額」という。）を加えた金額とする。

4 第 118 条第 3 項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項の規定により算定された金額に、規則第 33 条の 27 第 3 項の農林水産大臣が定める金額（以下「復旧費用基準額」という。）を加えた金額とする。

（共済掛金率）

第 127 条 園芸施設共済の共済掛金率は、法第 120 条の 23 第 1 項の規定により共済掛金率を定める施設区分（法第 120 条の 23 第 1 項の施設区分をいう。以下同じ。）及び当該施設区分に係る園芸施設共済の共済目的等による種別（法第 120 条の 23 第 1 項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。以下同じ。）については、この組合の区域の属する地域に係る法第 120 条の 23 第 1 項の園芸施設基準共済掛金率と同率とし、法第 120 条の 23 第 3 項の規定により危険段階別の共済掛金率を定める施設区分及び当該施設区分に係る園芸施設共済の共済目的等による種別については、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと、法第 120 条の 23 第 2 項の規定により農林水産大臣が定める地域ごと及び法第 120 条の 23 第 3 項の規定による危険段階別に当該危険段階に係る法第 120 条の 23 第 3 項の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率とする。

（園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第 128 条 理事は、園芸施設共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同

じ。)及び住所、共済金額、組合員負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 組合員は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

(共済金の支払額)

第129条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって組合員が被る損害の額が3万円（当該特定園芸施設等に係る共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各号の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

(1) 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

(2) 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

(3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であって、第15条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 特定園芸施設撤去費用が 100 万円を超える場合

(2) 特定園芸施設撤去費用に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が 50%（規則別表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、35%）を超える場合

4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第 33 条の 27 第 2 項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

5 第 2 項又は第 3 項の規定にかかわらず、第 15 条第 6 項の規定による通知に際して、同条第 7 項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、第 2 項又は第 3 項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第 1 項の損害の額を算定するものとする。

6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時ににおける価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

7 第 2 項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることを組合が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第 1 項の損害の額は、当該共済目的の価額によって算定する。この場合における第 3 項及び第 5 項の規定の適用については、第 3 項中「前項」とあるのは「第 7 項」と、第 5 項中「第 2 項又は第 3 項」とあるのは「第 3 項又は第 7 項」とする。

（共済金額の削減）

第 130 条 この組合は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 定款第 52 条第 5 号の勘定に係る定款第 55 条第 2 項の不足金てん補準備金の金額

(2) 定款第 52 条第 5 号の勘定に係る定款第 57 条第 2 項の特別積立金の金額

2 前項の規定による共済金額の削減は、当該事業年度中に支払の事由が生じた共済金額のすべてについて、行うものとする。

第 131 条 この組合は、決算において共済金額の削減を生ずるおそれがある場合には、

仮に共済金額を削減して支払うことができる。

(共済金の支払の免責等)

第 132 条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第 11 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が第 12 条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が第 15 条第 1 項、第 2 項又は第 6 項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 第 116 条第 1 項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第 118 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (5) 組合員が第 123 条の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

2 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(支払責任のない損害)

第 132 条の 2 この組合は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

(告知義務違反による解除)

第 133 条 組合員は、第 116 条第 1 項の規定による申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

- (1) 第 116 条第 1 項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - (2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
 - 5 第 2 項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 箇月間行使しないときは、消滅する。第 116 条第 1 項の規定による申込みの承諾の時から 6 箇月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第 133 条の 2 組合は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 133 条の 3 園芸施設共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第 133 条第 2 項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第 134 条 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

（他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合）

第 135 条 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは附帯施設の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第 1 項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

（共済金支払額等の通知）

第 136 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該組合員に共済金の支払額、第 129 条第 1 項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

（無事戻し）

第 137 条 この組合は、園芸施設共済について、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受け又は当該事業年度の前 2 事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

(1) 当該事業年度の前 3 事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

(2) 当該事業年度の前 3 事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の 2 分の 1 に相当する金額（当該事業年度の前 2 事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第 52 条第 5 号の勘定に係る定款第 57 条第 2 項の特別積立金の金額に茨城県農業共済組合連合会から規則第 25 条第 4 項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

（組合員負担共済掛金の分納）

第 138 条 この組合は、園芸施設共済（共済責任期間が 1 年間であるものに限る。）に係る組合員負担共済掛金について、当該組合員負担共済掛金の金額の合計額が 3 万円以上である場合には、第 125 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を 2 回に分割して払い込むことを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第 2 回目の払込みにつき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

3 組合員は、第 1 項の規定により 2 回に分割して払い込むことを認められた場合には、第 118 条第 4 項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して 1 週間以内に組合員負担共済掛金の 2 分の 1 に相当する金額を、第 1 回目の組合員負担共済掛金の払込期限の日から起算して 6 箇月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に払い込まなければならない。

4 第 1 項の規定により分割納付を認められた園芸施設共済の共済責任期間は、第 122 条第 1 項の規定にかかわらず、この組合が前項の規定による第 1 回の払込みを受けた日の属する月の翌月の 1 日から起算して 1 年間とする。

5 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

6 第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定は、第 3 項の払込期限までに 2 回目の払込みを行わない組合員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

第 139 条 組合員が正当な理由がないのに前条第 3 項の規定に違反して第 2 回目の組

会員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、第 132 条の規定にかかわらず、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

第 7 章 任意共済

第 1 節 建物共済

(共済関係の成立)

第 140 条 建物共済の共済関係は、建物 1 棟ごとに、組合員がその所有し、又は管理する建物をこの組合の建物共済に付することを申し込み、この組合がその申込みを承諾することによって成立するものとする。

(建物共済の申込み)

第 141 条 組合員が前条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した建物共済申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 組合員の氏名及び住所(組合員が法人である場合には、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地)
- (2) 共済責任期間の始期及び終期
- (3) 建物共済の種類、建物の所在地番、種類、構造及びその附属物並びに共済金額
- (4) 当該建物を他の保険又は共済に付している場合には、その保険者又はその共済事業を行う者の名称及びその保険金額又は共済金額
- (5) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 家具類若しくは農機具若しくは前項第 3 号の建物に附属する門、垣、塀その他の工作物を共済目的とする場合又は畳、建具その他の従物を共済目的としない場合には、それぞれ、その旨を前項第 5 号の事項として記載しなければならない。

3 この組合は、組合員から前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを組合員に通知するものとする。

4 第 1 項の建物共済申込書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なくその旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 142 条 この組合は、組合員から第 140 条の規定による申込みを受けたときは、その申込みに係る共済目的につき、建物共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため、建物共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由がある

場合を除き、その承諾を拒まないものとする。

(共済責任の開始)

第 143 条 建物共済に係る共済責任は、この組合が組合員から共済掛金等の払込みを受けた日（第 143 条の 2 第 1 項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後 4 時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

(共済関係成立時の書面交付)

第 143 条の 2 組合は、建物共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項（建物の所在地番、種類、構造等）
- (7) 家具類又は農機具を共済目的とした場合には、これを納める建物の所在地番、種類及び構造
- (8) 共済掛金及び賦課金の合計並びにその支払の方法
- (9) 第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項、第 141 条第 4 項並びに第 149 条第 1 項の通知等をすべき事項（臨時費用担保特約付建物共済にあつては、第 172 条の通知すべき事項を加えること。）
- (10) 共済関係の成立年月日
- (11) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 144 条 建物共済に係る共済責任期間は、1 年とする。

2 この組合の建物共済に付される建物に係る共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、建物共済の共済責任期間を 1 年未満とすることができる。

3 前 2 項の共済責任期間は、更新することができる。ただし、その更新の申込みは、

当該共済責任期間の満了の日までにしなければならないものとする。

- 4 組合員が、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この組合が業務を停止し、又は開始しない期間にその共済責任期間が満了した建物共済の共済関係に係る建物を、この組合が業務を開始した後、この組合が定める日までに当該共済関係と同一の条件でこの組合の建物共済に付することを申し込み、かつ、共済掛金等の払込みを行った場合には、当該共済関係の共済責任期間は、更新されたものとみなす。

（共済金額）

第 145 条 建物共済の共済金額は、建物火災共済にあつては 6 千万円、建物総合共済にあつては 2 千万円を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。

ただし、同一の共済目的について、同時に建物火災共済及び建物総合共済の共済関係が存するときは、それぞれの共済金額の合計額が 6 千 5 百万円を超えないものとする。

- 2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

（建物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第 146 条 理事は、建物共済の共済掛金率、事務費賦課金率、共済金額等を記載した建物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告するものとする。

- 3 組合員は、いつでも、第 1 項の建物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

（共済掛金等の金額）

第 147 条 建物共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に前条第 1 項の建物共済掛金率等一覧表に掲げる建物共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

（共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法）

第 148 条 第 140 条の規定による建物共済に係る共済関係が成立した者は、第 141 条第 3 項の承諾の通知に記載された払込期限までに、建物共済に係る共済掛金等をこの組合に払い込まなければならないものとする。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この組合は、改めて第 140 条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 第 144 条第 3 項の規定により共済責任期間を更新しようとするときは、組合員は、共済責任期間の満了の日までに、更新後の共済責任期間に対する共済掛金等をこの組合に払い込まなければならない。
- 4 この組合は、第 10 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び次条第 7 項の規定により共済掛金等の増額をしたときは、当該承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は組合員は、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金等の差額をこの組合に払い込まなければならない。ただし、大規模地震対策特別措置法第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この組合が業務を停止し、又は開始しない期間に、承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日が経過する場合は、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は組合員は、この組合が業務を開始した後、この組合が定める日までに当該差額を払い込むものとする。
- 5 前項に規定する払込期限後において、共済掛金等の差額の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、共済金を支払う責めに任じないものとする。
- 6 建物共済に係る共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（通知義務）

第 149 条 次の事実が発生した場合は、組合員は、その事実の発生が自己の責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、自己の責めに帰することができない事由によるときは遅滞なく、この組合に通知し、この組合の承認を申請しなければならない。ただし、第 4 号の場合においてその破損が軽微であるとき、第 5 号の場合においてその改築若しくは増築又は構造の変更が軽微であるとき及び第 6 号から第 8 号までの場合においてその事実がなくなったときは、この限りでない。

- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と保険契約又は共済契約を締結すること。
- (2) 共済目的を譲渡すること。
- (3) 共済目的を解体すること。

- (4) 共済目的が共済事故以外の原因により破損したこと。
 - (5) 共済目的である建物を改築し、若しくは増築し、又はその構造を変更し、又は引き続き 15 日以上にわたって修繕すること。
 - (6) 共済目的である建物を引き続き 30 日以上にわたって空家又は無人とすること。
 - (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、共済事故を避けるために他に搬出した場合における 5 日間については、この限りでない。
 - (8) 前各号に掲げることのほか、共済目的について危険が著しく増加すること。
- 2 組合員が前項の規定による義務を怠ったときは、その通知前に生じた損害については、この組合は、共済金を支払う責めに任じないものとする。
 - 3 この組合は、第 1 項の事実が発生した場合には、その事実を承認した場合を除き、建物共済の共済関係を解除することができる。
 - 4 第 3 項の規定により共済関係を解除したときは、この組合は払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができる。
 - 5 この組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、その申請を承認するかどうかを決定して組合員に通知するものとする。
 - 6 この組合は、第 1 項の通知を受けた後 7 日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなす。
 - 7 第 1 項の申請を受けた場合において、この組合がその申請を承認したときは、この組合は、共済掛金等の増額又は減額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額又は減額は将来に向ってのみ効力を有する。

(損害)

第 150 条 建物共済の損害は、建物火災共済にあつては、第 1 号から第 6 号まで、建物総合共済にあつては、第 1 号から第 3 号まで並びに第 5 号及び第 6 号までに掲げるものとする。

- (1) 共済事故により生じた共済価額（その損害が生じた地及び時における共済目的の価額をいう。以下同じ。）の減少
- (2) 前号の損害を生じた共済目的の残存物の取り壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」という。）
- (3) 第 1 号の損害（火災等による損害に限る。）の額が共済価額の 100 分の 80 以上となった場合に特別に要する費用（以下「特別費用」という。）
- (4) 地震等を直接又は間接の原因とする火災により共済目的が次のイ又はロに該当す

るに至った場合に臨時に生ずる費用（以下「地震火災費用」という。）

イ 共済目的が建物であるときには、当該建物の主要構造部の火災による共済価額の減少が当該建物の共済価額の 100 分の 20 以上又は当該建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が 100 分の 20 以上

ロ 共済目的に家具類又は農機具が含まれるときには、当該家具類若しくは農機具を収容する建物の主要構造部の火災による共済価額の減少が当該建物の共済価額の 100 分の 20 以上、当該建物の焼失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が 100 分の 20 以上又は家具類若しくは農機具の共済価額の減少が当該家具類若しくは農機具の共済価額の 100 分の 80 以上

(5) 組合員が、第 11 条第 3 項の規定による損害の防止又は軽減に努めたときに支出される次のイからハまでに掲げる費用（地震等による火災に関するものを除く。）のうち必要又は有益な部分（以下「損害防止軽減費用」という。）

イ 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含む。）の再取得費用

ロ 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含む。）の修理費用又は再取得費用

ハ 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材に関する費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼を除く。）

(6) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発により第三者（他人の所有する物を建物共済に付する組合員を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除く。）が所有する物に滅失、き損又は汚損（煙損害又は臭気付着による損害を除く。）が生じた場合にそれによって生じる見舞金等に要する費用（以下「失火見舞費用」という。）

（損害額の算定）

第 151 条 建物共済において、この組合と当該組合員との間であらかじめ定めた共済価額があるときは、てん補すべき損害の額は、当該あらかじめ定めた共済価額によって算定する。ただし、当該あらかじめ定めた共済価額が共済価額を著しく超えていることを組合が証明した場合は、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によって算定する。

（共済金の支払額）

第 152 条 この組合は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる金額を損害共済金（第 150 条第 1 号の損害について支払われる共済金をいう。以下同じ。）として

組合員に支払うものとする。ただし、建物総合共済の共済関係に係る第 1 号口の規定により支払われる損害共済金は、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する損害金額。以下この条において同じ。）の 100 分の 30 に相当する金額を限度とする。

(1) 共済事故が風水害等の自然災害である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済事故が地震等による災害以外のものにあつては、当該共済事故によって生じた損害（第 150 条第 1 号の損害に限る。以下第 5 項まで及び次節（第 169 条第 8 項を除く。）において同じ。）の額（建物総合共済において、風水害等の自然災害（地震等による災害を除く。）によって、その額が共済価額の 100 分の 80 未満である損害が生じた場合には、その損害の額から共済価額の 100 分の 5 に相当する金額又は 1 万円のいずれか少ない額を差し引いて得た額）に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

ロ 共済事故が地震等による災害にあつては、当該共済事故によって生じた損害（建物（畳及び建具を含む。）に係る損害にあつてはその額が当該建物の価額の 100 分の 5 に相当する額以上のもの、家具類及び農機具に係る場合にあつては、その額が当該家具類及び農機具の価額の 100 分の 70 に相当する額以上又は当該家具類及び農機具を収容する建物の価額の 100 分の 70 に相当する額以上のものに限る。）の額に共済金額の 100 分の 30 に相当する金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 共済事故が火災等である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済金額が共済価額の 100 分の 80 に相当する金額以上であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に相当する金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

ロ 共済金額が共済価額の 100 分の 80 に相当する金額未満であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に、共済価額の 100 分の 80 に相当する金額に対する当該共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額）

2 第 11 条第 1 項の規定による義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなす。

3 同一の共済目的について損害共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「共済関係等」という。）が存する場合において、それぞれの

共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額。以下この項において同じ。）を超えるときは、損害共済金は、第 1 項の規定にかかわらず、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 5 前 2 項の場合において、損害が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 6 この組合は、残存物取片付け費用に相当する金額を残存物取片付け費用共済金として組合員に支払うものとする。ただし、第 1 項の規定により算出される損害共済金の額の 100 分の 10 に相当する金額を限度とする。
- 7 同一の共済目的について残存物取片付け費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が残存物取片付け費用の額を超えるときは、残存物取片付け費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、残存物取片付け費用の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による残存物取片付け費用共済金との合計額が残存物取片付け費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に残存物取片付け費用の額に満たない額を加えた金額とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる残存物取片付け費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 9 前 2 項の場合において、損害（第 150 条第 2 号の損害に限る。）が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規

定を適用する。

- 10 この組合は、特別費用に相当する金額（共済金額に 100 分の 10 を乗じて得た金額をいう。）を特別費用共済金として組合員に支払うものとする。ただし、1 共済事故につき、1 建物ごとに 200 万円を限度とする。
- 11 同一の共済目的について特別費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1 共済事故につき、1 建物ごとに 200 万円（他の共済関係等に限度額が 200 万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）とする。以下この項において同じ。）を超えるときは、特別費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による特別費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 12 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる特別費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 13 前 2 項の場合において、損害（第 150 条第 3 号の損害に限る。）が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 14 この組合は、1 事故（72 時間以内に生じた 2 以上の地震等による事故は、一括して 1 事故とみなす。以下同じ。）につき、1 建物ごとに地震火災費用に相当する金額（共済金額に 100 分の 5 を乗じて得た金額をいう。）を地震火災費用共済金として組合員（建物火災共済の共済関係の存する者に限る。）に支払うものとする。
- 15 同一の共済目的について地震火災費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額（1 事故につき、1 建物ごとに共済価額に 100 分の 5（他の共済関係等に支払割合が 100 分の 5 を超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額。以下この項において同じ。）を超えるときは、地震火災費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とす

る。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による地震火災費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。

16 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる地震火災費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

17 この組合は、損害防止軽減費用に相当する金額（損害防止軽減費用の額に共済価額の 100 分の 80 に相当する金額に対する共済金額の割合を乗じて得た金額（その金額が損害防止軽減費用の額を超えるときは、損害防止軽減費用の額）をいう。）を損害防止費用共済金として組合員に支払うものとする。

18 同一の共済目的について損害防止費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害防止軽減費用の額を超えるときは、損害防止費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、損害防止軽減費用の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害防止費用共済金との合計額が損害防止軽減費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害防止軽減費用の額に満たない額を加えた金額とする。

19 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害防止費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

20 前 2 項の場合において、損害（第 150 条第 5 号の損害に限る。）が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

21 この組合は、失火見舞費用に相当する金額（1 共済事故につき、1 世帯又は 1 法人（以下「被災世帯」という。）ごとに 20 万円）を失火見舞費用共済金として組合員に支払うものとする。ただし、1 共済事故ごとに共済金額に 100 分の 20 を乗じて得た金額を限度とする。

22 同一の共済目的について失火見舞費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合

において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が支払限度額(1共済事故につき、1被災世帯ごとに 20 万円(他の共済関係等に限度額が 20 万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)とする。以下この項において同じ。)を超えるときは、失火見舞費用共済金は、前項本文の規定にかかわらず、支払限度額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による失火見舞費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に支払限度額に満たない額を加えた金額とする。

23 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる失火見舞費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。

24 前 2 項の場合において、損害(第 150 条第 6 号の損害に限る。)が 2 種類以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

(共済金支払の免責)

第 153 条 次の場合には、この組合は、建物共済に係る共済金の支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第 12 条の規定による指示に従わなかったとき。
- (2) 組合員が第 14 条の規定による損害の認定のための調査を妨害したとき。
- (3) 組合員が第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 組合員が第 15 条第 8 項の規定による書類に故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき。

(支払責任のない損害)

第 154 条 この組合は、建物火災共済にあつては、第 1 号から第 3 号まで、建物総合共済にあつては、第 2 号及び第 3 号に掲げる損害について、建物共済に係る共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 地震等によって生じた共済事故による損害。ただし、第 152 条第 14 項の地震火災費用共済金については、この限りではない。
- (2) 原子力によって生じた共済事故による損害

(3) 共済事故の際における共済目的の紛失又は盗難による損害

(超過共済)

第 155 条 建物共済の共済関係の成立時において共済金額が共済価額を超えていたことにつき組合員が善意でかつ重大な過失がなかったときは、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができる。

(告知義務違反による解除)

第 156 条 組合員は、第 140 条の規定による申込みの当時、建物共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該建物共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第 140 条の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 箇月間行使しないときは、消滅する。

(重大事由による解除)

第 157 条 組合は、次に掲げる事由がある場合には、建物共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 158 条 建物共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により建物共済に係る共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

(1) 第 156 条第 2 項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第 159 条 建物共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の包括承継人が当該建物共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該共済関係はその譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 建物共済の共済目的が共済事故以外の事由により滅失したときは、当該建物共済の共済関係は、その滅失した時からその効力を失う。

3 前項の場合において、組合員の責めに帰すことのできない事由により共済目的が滅失したときは、この組合は、既に払込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還することができるものとする。

(共済関係の消滅)

第 160 条 組合員が組合員たる資格を喪失したときは、その時の属する共済責任期間の満了の時に、建物共済の共済関係は消滅するものとする。

2 建物共済の共済関係は、第 150 条第 1 号の損害の額が共済価額の 100 分の 80 以上となったときに消滅するものとする。

(残存物)

第 161 条 この組合は、建物共済の共済目的の全部が滅失した場合において、組合員が、当該共済目的の残存物について有する権利を取得しないものとする。ただし、この組合が当該共済目的の残存物の所有権を取得する旨の意思表示をして共済金を

支払った場合は、この限りでない。

(他人の所有する物を共済に付した場合)

第 162 条 他人の物を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該物を建物共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該物の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該物の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第 1 項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

(共済掛金率の設定及び変更)

第 163 条 この組合は、別に定めるところにより建物共済の共済掛金率を設定し、又は変更するものとする。

2 前項の規定により、建物共済の共済掛金率を設定し、又は変更する場合には、法第 85 条第 12 項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。

(約款)

第 164 条 この組合は、建物共済の共済関係の内容を明らかにする約款を定めるものとする。

2 前項の規定により建物共済に係る約款を定めた場合には、これを、法第 85 条第 12 項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。これを変更したときも、また同様とする。

第 2 節 建物共済の特約

第 1 款 新価特約

(新価特約の締結)

第 165 条 この組合は、組合員の建物共済に係る第 140 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第 150 条の規定にかかわらず、この組合が支払うべき損害共済金に係る損害の額をその損害の生じた地及び時における共済目的の再取得価額(当該共済目的と同一の構造、質、用途、規模、型及び能力を有する建物を再取得又は再築するに要する費用の額をいう。以下同じ。)によって定める旨の特約(以下「新価

特約」という。)をすることができる。

(共済目的の範囲)

第 166 条 新価特約が締結される建物共済（以下「新価特約付建物共済」という。）の共済目的は、第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる共済目的のうち、その減価割合（再取得価額から共済価額を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合をいう。以下同じ。）が 100 分の 50 以下であるものに限るものとする。

(共済金額)

第 167 条 新価特約付建物共済の共済金額は、建物火災共済にあつては 6 千万円、建物総合共済にあつては 2 千万円を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。ただし、同一の共済目的について、同時に建物火災共済及び建物総合共済の共済関係が存するときは、それぞれの共済金額の合計額が 6 千 5 百万円を超えないものとする。

2 前項の共済金額は、次条の規定により新価特約が解除された場合において当該共済金額が共済価額を超えることとなったときは、組合員はその超える部分の金額に相当する金額の減額を請求することができる。

3 前項の規定により共済金額を減額したときは、この組合は、その減額した部分の金額に対応する共済掛金を返還するものとする。

(新価特約の解除)

第 168 条 この組合は、新価特約付建物共済の共済目的について共済事故以外の原因により損害が生じた場合において、その減価割合が 100 分の 50 を超えることとなったときは、当該新価特約を解除するものとする。

(共済金の支払額)

第 169 条 この組合は、第 152 条第 1 項の規定にかかわらず新価特約付建物共済に係る損害共済金として、次に掲げる場合に当該各号に掲げる金額を組合員に支払うものとする。ただし、建物総合共済の共済関係に係る第 1 号口の規定により支払われる損害共済金は、共済金額（共済金額が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額。以下この条において同じ。）の 100 分の 30 に相当する金額を限度とする。

(1) 共済事故が風水害等の自然災害である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済事故が地震等による災害以外のものにあつては、当該共済事故によって生じた損害の額(建物総合共済において、風水害等の自然災害(地震等による災害を除

く。)によって、その額が再取得価額の 100 分の 80 未満である損害が生じた場合には、その損害の額から再取得価額の 100 分の 5 に相当する金額又は 1 万円のいずれか少ない額を差し引いて得た額)に共済金額の再取得価額に対する割合を乗じて得た金額

ロ 共済事故が地震等による災害にあつては、当該共済事故によって生じた損害(建物(畳及び建具を含む。)に係る損害にあつては、その額が当該建物の再取得価額の 100 分の 5 に相当する額以上のもの、家具類及び農機具に係る損害にあつては、その額が当該家具類及び農機具の再取得価額の 100 分の 70 に相当する額以上又は当該家具類及び農機具を収容する建物の再取得価額の 100 分の 70 に相当する額以上のものに限る。)の額に共済金額の 100 分の 30 に相当する金額の再取得価額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 共済事故が火災等である場合 次のイ又はロの金額

イ 共済金額が再取得価額の 100 分の 80 に相当する金額以上であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に相当する金額(その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額)

ロ 共済金額が再取得価額の 100 分の 80 に相当する金額未満であるときは、当該共済事故によって生じた損害の額に、再取得価額の 100 分の 80 に相当する金額に対する当該共済金額の割合を乗じて得た金額(その金額が当該共済金額を超えるときは、当該共済金額に相当する金額)

2 新価特約付建物共済の共済目的である建物について、他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、損害共済金は、前項の規定にかかわらず、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合において、前段の規定による損害共済金の額と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が損害の額に満たないときは、この組合は、前段の規定にかかわらず、損害の額から他の共済関係等があるものとして他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額を差し引いて得た金額を損害共済金とし、同項の規定により算出される額を限度として支払うものとする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による損害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる損害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 4 前 2 項の場合において、損害が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 5 新価特約付建物共済に係る残存物取片付け費用共済金の額は、第 152 条第 6 項ただし書の規定にかかわらず、第 1 項の規定により算出される損害共済金の額の 100 分の 10 に相当する金額を限度とする。
- 6 新価特約付建物共済の共済目的である建物について、残存物取片付け費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が残存物取片付け費用の額を超えるときは、残存物取片付け費用共済金は、第 152 条第 6 項本文の規定にかかわらず、残存物取片付け費用の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による残存物取片付け費用共済金との合計額が残存物取片付け費用の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に残存物取片付け費用の額に満たない額を加えた金額とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる残存物取片付け費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 8 前 2 項の場合において、損害（第 150 条第 2 号の損害に限る。）が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。

第 2 款 臨時費用担保特約

（臨時費用担保特約）

第 170 条 この組合は、組合員の建物共済に係る第 140 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって生じた損害に伴う臨時の費用の額を臨時費用共済金として支払う旨の特約をすることができる。

（臨時費用共済金の額）

第 171 条 前条の臨時費用共済金の額は、第 152 条第 1 項又は第 169 条第 1 項の損害

共済金の額の 100 分の 20 に相当する金額とする。ただし、1 共済事故につき、1 建物ごとに 250 万円を限度とする。

- 2 前項の場合において、第 4 項に掲げる者が、被害の日から 200 日以内に死亡又は後遺障害（火災等に直接起因するものに限る。）を被ったときは、前項の金額に 1 名ごとに共済金額の 100 分の 30 に相当する金額（以下「死亡・後遺障害費用共済金」という。）を加算するものとする。ただし、1 回の共済事故につき 1 名ごとに 200 万円を限度とする。
- 3 前項に規定する死亡・後遺障害費用共済金は、組合員（組合員が死亡したときは、その法定相続人）に支払うものとする。ただし、法定相続人が 2 人以上いる場合には、その受取割合は、法定相続分の割合とする。
- 4 死亡・後遺障害費用共済金の対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 組合員及び共済目的の所有者（組合員及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役若しくはその他の機関にある者）
 - (2) 組合員及び共済目的の所有者の親族
 - (3) 組合員及び共済目的の所有者の使用人
 - (4) 第 143 条の 2 第 1 項の書面記載の建物に居住している者
- 5 同一の共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が第 1 項に規定する限度額を超えるときは、臨時費用共済金の額は、同項に規定する限度額（他の共済関係等に、1 共済事故につき、1 建物ごとに 250 万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額）にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金との合計額が同項の限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に同項の限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 7 前 2 項の場合において、損害が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 8 同一の共済目的について、死亡・後遺障害費用共済金を支払うべき他の共済関係が存

する場合において、それぞれの共済関係につき他の共済関係がないものとして算出した支払責任額の合計額が第 2 項に規定する限度額を超えるときは、死亡・後遺障害費用共済金は、同項に規定する限度額にこの共済関係の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(死亡・後遺障害発生通知)

第 172 条 組合員(組合員が死亡した場合は法定相続人)は、火災等によって共済目的に損害が発生し、かつ、前条第 4 項に掲げる者が死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なく、この組合に通知するものとする。

第 3 款 費用共済金不担保特約

(費用共済金不担保特約の締結)

第 173 条 この組合は、組合員の建物共済に係る第 140 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第 150 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに規定する損害に係る共済金(以下この項において「費用共済金」という。)について、第 152 条第 6 項、第 10 項、第 14 項、第 17 項及び第 21 項の規定にかかわらず、この組合が支払うべき費用共済金を支払わない旨の特約(「費用共済金不担保特約」という。)をすることができる。

第 4 款 継続申込特約

(継続申込特約の締結)

第 174 条 この組合は、組合員の建物共済に係る第 140 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、当該申込に係る第 148 条第 1 項の払込みの日から 1 年を下らず 2 年を超えない範囲内でその者が申出した期間内に到来する共済責任期間満了の日に第 144 条第 3 項の規定による更新の申込みがあったものとする特約(以下「継続申込特約」という。)をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 款で定める自動継続特約を付した共済関係には継続申込特約をすることができないものとする。

3 継続申込特約の申出をした組合員は、第 148 条第 1 項の共済掛金等の払込期限までに継続申込特約による更新後の共済責任期間(2 回更新する場合にあっては、その共済責任期間のすべて)に対する共済掛金等を一括して払い込まなければならないものとする。

4 第 148 条第 1 項に規定する共済掛金等の払込期限までに前項の払込みがされないときは、継続申込特約は、その効力を生じないものとする。

(共済掛金率等の変更)

第 175 条 この組合は、継続申込特約が締結される建物共済（以下「継続申込特約付建物共済」という。）の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後に初めて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この組合は、その共済責任期間開始の日の 10 日前までに遅滞なく組合員にその旨を通知することとする。

2 この組合は、前項の規定による変更後の共済掛金率等が適用される共済責任期間開始の日以後の継続申込特約付建物共済の共済掛金等についてこの組合が定めるところにより算出した過不足額を組合員に払い戻し、又は追徴するものとする。

第 5 款 共済掛金等の分割払特約

(共済掛金等分割払特約の締結)

第 176 条 この組合は、建物共済の共済責任期間が 1 年間で、かつ、当該共済関係に係る共済掛金等の金額が 5 万円以上の場合には、組合員の建物共済に係る第 140 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、第 148 条第 1 項の規定にかかわらず、建物共済の共済掛金等を年 2 回又は 4 回に分割して、それぞれ共済掛金等の 2 分の 1 ずつ又は 4 分の 1 ずつを払い込む旨の特約（以下「共済掛金等分割払特約」という。）をすることができる。

2 組合員は、前項の規定により共済掛金等を 2 回又は 4 回に分割して払い込むことを認められた場合には、第 141 条第 3 項の承諾の通知に記載された払込期限までに前項の規定により分割して払い込まれる共済掛金等（以下「分割共済掛金等」という。）の第 1 回分をこの組合に払い込まなければならないものとし、第 2 回以降の分割共済掛金等を、2 回に分割して払い込む場合にあつては第 1 回分の払込期限から起算して 6 箇月を経過した日までに、4 回に分割して払い込む場合にあつては第 1 回分の払込期限の日からそれぞれ 3 箇月を経過した日、6 箇月を経過した日及び 9 箇月を経過した日までにこの組合に払い込まなければならないものとする。

3 前項の場合において、第 2 回以降の分割共済掛金等の払込期限後 14 日間は払込みの猶予期間とする。

4 共済掛金等分割払特約が締結される建物共済の共済責任は、第 143 条の規定にかかわらず、この組合が組合員から第 1 回分の分割共済掛金等の払込みを受けた日（第 143 条の 2 第 1 項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている時はその日）の午後 4 時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後にお

いても第 1 回分の分割共済掛金等を領収する前に生じた損害については、この組合は、共済金を支払う責めに任じないものとする。

(分割共済掛金等不払の場合の共済関係の解除)

第 177 条 この組合は、前条第 3 項に規定する猶予期間までに、その猶予期間までに払い込まれるべき分割共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

2 前項に規定する解除は、猶予期間の初日から効力を有する。

3 第 1 項の規定により共済関係を解除したときは、この組合は払込みを受けた共済掛金等は返還しないものとする。また、解除の効力が生じる日までにこの組合が共済金を支払うべき損害が生じていたときは、組合員は未払込の分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならない。

(共済関係が消滅する場合の分割共済掛金等の払込)

第 178 条 第 160 条第 2 項の規定により共済関係が消滅する場合には、組合員は未払込の分割共済掛金等の全額を一時に払い込まなければならない。

(追加共済掛金等)

第 179 条 第 10 条第 5 項及び第 149 条第 8 項の規定により、この組合が共済掛金等を追加請求する場合には組合員はその全額を一時に払い込まなければならない。

第 6 款 自動継続特約

(自動継続特約の締結)

第 180 条 この組合は、組合員の建物共済に係る第 140 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済責任期間満了の日の属する月の前月 10 日（以下「自動継続意思確認日」という。）までにその者から解除の意思表示がないときは、共済責任期間満了の日に共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を 1 年とする共済関係の更新（ただし、更新は 2 回とする。）の申込みがあったものとする旨の特約（以下「自動継続特約」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 款で定める継続申込特約を付した共済関係には自動継続特約をすることはできないものとする。

3 自動継続特約の申出をした組合員は、継続前の共済責任期間の満了日までに自動継続特約による更新後の共済責任期間に対する共済掛金等を払い込まなければならない。

(更新後の共済責任期間に対する共済掛金等の払込期限の猶予)

第 180 条の 2 前条第 3 項に規定する払込期限後 14 日を払込みの猶予期間とし、この猶予期間の末日までに、更新後の建物共済に係る共済責任期間に対する共済掛金等の払込みがない場合には、この共済関係を解除するものとする。

2 前項に規定する解除は、継続前の共済責任期間の満了日の午後 4 時から効力を有する。

3 第 143 条ただし書の規定にかかわらず、第 1 項の払込みの猶予期間の末日までに共済掛金等の払込みがあった場合は、継続前の共済責任期間の満了日の午後 4 時から共済責任が始まったものとみなす。

(共済掛金率等の変更)

第 181 条 この組合は、自動継続特約が締結される建物共済の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後に初めて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用するものとする。この場合において、この組合は、自動継続意思確認日の 14 日前までに遅滞なく組合員にその旨を通知することとする。

第 3 節 農機具共済

第 1 款 通 則

(共済関係の成立)

第 182 条 農機具共済の共済関係は、農機具ごとに、組合員がその所有し、又は管理する農機具をこの組合の農機具共済に付することを申し込み、この組合がその申込みを承諾することによって成立するものとする。

(農機具共済の申込み)

第 183 条 組合員が前条の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した農機具共済申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 組合員の氏名及び住所（組合員が法人である場合には、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- (2) 共済責任期間の始期及び終期
- (3) 農機具共済の種類、共済目的である農機具の種類及び共済金額
- (4) 当該農機具を格納する建物の所在地番又は設置する場所
- (5) 当該農機具を他の保険又は共済に付している場合には、その保険者又はその共済事業を行う者の名称及びその保険金額又は共済金額
- (6) その他共済目的を明らかにすべき事項

- 2 農機具損害共済において、農機具の付属装置を共済目的とする場合には、その旨を前項第 6 号の事項として記載しなければならない。
- 3 この組合は、組合員から前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを組合員に通知するものとする。
- 4 第 1 項の農機具共済申込書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 184 条 この組合は、組合員から第 182 条の規定による申込みを受けたときは、その申込みに係る共済目的につき、農機具共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため、農機具共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由がある場合を除き、その承諾を拒まないものとする。

(共済金支払の免責)

第 185 条 この組合は、次の場合には、農機具共済に係る火災・自然災害等によって生じた損害について支払う共済金（以下「災害共済金」という。）の支払の責めを免れるものとする。

- (1) 組合員が第 12 条の規定による指示に従わなかったとき。
- (2) 組合員が第 14 条の規定による損害の認定のための調査を妨害したとき。
- (3) 組合員が第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 組合員が第 15 条第 8 項の規定による書類に故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき。

(支払責任のない損害)

第 186 条 この組合は、次に掲げる損害について、農機具共済に係る災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

- (1) 地震等によって生じた共済事故による損害
- (2) 原子力によって生じた共済事故による損害
- (3) 運転者の悪意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- (4) 故障、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって生じた損害
- (5) 凍結によって生じた損害

(6) 消耗部品にのみ生じた損害

(7) 農作業以外の使用目的による事故によって生じた損害

(損害額の算定)

第 186 条の 2 農機具共済において、この組合と当該組合員との間であらかじめ定めた共済価額があるときは、てん補すべき損害の額は、当該あらかじめ定めた共済価額によって算定する。ただし、当該あらかじめ定めた共済価額が共済価額を著しく超えていることを組合が証明した場合、てん補すべき損害の額は、当該共済価額によって算定する。

(超過共済)

第 187 条 農機具共済の共済関係の成立時において共済金額が新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具の価額をいう。以下同じ。）を超えていたことにつき組合員が善意でかつ重大な過失がなかったときは、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができる。ただし、共済価額について約定した一定の価額があるときは、この限りではない。

(告知義務違反による解除)

第 188 条 組合員は、第 182 条の規定による申込みの当時、農機具共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該農機具共済の共済関係を解除することができる。

3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 第 182 条の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

- 5 第2項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。

(重大事由による解除)

第189条 組合は、次に掲げる事由がある場合には、農機具共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第190条 農機具共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

- 2 組合は、次の各号に掲げる規定により農機具共済に係る共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第188条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第191条 農機具共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第10条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、譲渡人又は相続人その他の包括承継人が当該農機具共済の共済関係に関し、譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

- 2 農機具共済の共済目的が共済事故以外の事由により滅失したときは、当該農機具共済の共済関係は、その滅失した時からその効力を失う。

- 3 前項の場合において、その滅失が組合員の責めに帰することのできない事由によるときは、この組合は、既に払込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還することが

できるものとする。

(共済関係の消滅及び終了)

第 192 条 組合員が組合員たる資格を喪失したときは、その時の属する共済責任期間の満了の時に、農機具共済の共済関係は消滅するものとする。

2 農機具損害共済の共済関係は、当該農機具に係る災害共済金の支払額の合計額が当該共済金額（共済金額が新調達価額を超えるときは、新調達価額に相当する金額。第 207 条第 1 項、第 213 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）に相当する金額となったときは、その時に消滅するものとする。

(通知義務)

第 193 条 次の事実が発生した場合には、組合員は、その事実の発生が自己の責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、自己の責めに帰することができない事由によるときは遅滞なく、この組合に通知し、この組合の承認を申請しなければならない。ただし、第 5 号の場合においてその破損が軽微であるとき及び第 7 号の場合においてその事実がなくなったときは、この限りでない。

(1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と保険契約又は共済契約を締結すること。

(2) 共済目的を譲渡すること。

(3) 共済目的を解体し、又は廃棄すること。

(4) 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること。

(5) 共済目的が共済事故以外の原因により破損し、又は滅失したこと。

(6) 共済目的を格納する建物又は共済目的を設置する場所を変更すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、共済目的について危険が著しく増加すること。

2 組合員が前項の規定による義務を怠ったときは、この通知前に生じた損害については、この組合は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

3 この組合は、第 1 項の事実が発生した場合には、その事実を承認した場合を除き、農機具共済の共済関係を解除することができる。

4 前項の規定により共済関係を解除したときは、この組合は、既に払込みを受けた共済掛金の一部を返還することができる。

5 この組合は、第 1 項の規定による申請があつたときは、その申請を承認するかどうかを決定して組合員に通知するものとする。

6 この組合は、第 1 項の通知を受けた後 7 日以内にその事実の不承認の通知又は共済関

係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなす。

- 7 農機具損害共済にあつては、第1項の申請を受けた場合において、この組合がその申請を承認したときは、この組合は、共済掛金等の増額又は減額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額又は減額は、将来に向かつてのみ効力を有する。

(共済関係成立時の書面交付)

第194条 組合は、農機具共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項（共済目的である農機具の種類、当該農機具を格納する建物の所在地番、当該農機具を設置する場所等）
- (7) 共済掛金及び賦課金の合計並びにその支払の方法
- (8) 第15条第1項、第2項及び第8項、第183条第4項、第193条第1項並びに第195条第2項の通知等をすべき事項（臨時費用担保特約付農機具共済にあつては、第214条の通知すべき事項を加えること。）
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名、又は記名押印しなければならない。

(復旧義務)

第195条 共済目的に損害が生じたときは、組合員は、その損害の生じた時から1年以内に共済目的を復旧しなければならない。ただし、その損害に係る災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む組合は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を延長することができる。

2 組合員は、前項の復旧をしたときは、遅滞なく、書面をもってその旨をこの組合に通知しなければならない。

3 この組合は、共済目的である農機具が復旧されたことを認めるときは、第207条

第 1 項に規定する災害共済金を支払うものとする。

- 4 第 1 項の復旧をしない場合の災害共済金は、農機具損害共済にあつては第 206 条に規定する損害の額を時価損害額（損害の額に別表第 6 に定める経年減価残存率を乗じた額をいう。）として算出される金額とする。

（残存物）

第 196 条 この組合は、農機具共済の共済目的の全部が滅失した場合において、組合員が当該共済目的の残存物について有する権利を取得しないものとする。ただし、この組合が当該共済目的の残存物の所有権を取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りでない。

（農機具共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第 197 条 理事は、農機具共済の共済掛金率、事務費賦課金率、共済金額等を記載した農機具共済掛金等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置くものとする。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 理事は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公告するものとする。

- 3 組合員は、いつでも、第 1 項の農機具共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

（共済掛金率の設定及び変更）

第 198 条 この組合は、別に定めるところにより農機具共済の共済掛金率及び割引・割増係数を設定し、又は変更するものとする。

- 2 前項の規定により農機具共済の共済掛金率及び割引・割増係数を設定し、又は変更する場合には、法第 85 条第 12 項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。

（約款）

第 199 条 この組合は、農機具共済の共済関係の内容を明らかにする約款を定めるものとする。

- 2 前項の規定により農機具共済に係る約款を定めた場合には、法第 85 条第 12 項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。これを変更したときも、また同様とする。

第 2 款 農機具損害共済

（共済責任の開始）

第 200 条 農機具損害共済に係る共済責任は、この組合が組合員から共済掛金等の払込みを受けた日（第 194 条第 1 項の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後 4 時から始まるものとする。ただし、共済責任の開始後においても共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。

（共済責任期間）

第 201 条 農機具損害共済に係る共済責任期間は、1 年とする。

2 この組合の農機具損害共済に付される農機具に係る共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、農機具損害共済の共済責任期間を 1 年未満とすることができる。

3 前 2 項の共済責任期間は、更新することができる。ただし、その更新の申込みは、当該共済責任期間の満了の日までにしなければならないものとする。

4 組合員が、大規模地震対策特別措置法第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この組合が業務を停止し、又は開始しない期間にその共済責任期間が満了した農機具損害共済の共済関係に係る農機具を、この組合が業務を開始した後、この組合が定める日までに当該共済関係と同一の条件でこの組合の農機具損害共済に付することを申し込み、かつ、共済掛金等の払込みを行った場合には、当該共済関係の共済責任期間は、更新されたものとみなす。

（共済金額）

第 202 条 農機具損害共済の共済金額は、10 万円を下らず新調達価額（新調達価額が 1 千 5 百万円を超える場合にあっては、その額）を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額とする。

2 農機具損害共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができる。

（共済掛金等の金額）

第 203 条 農機具損害共済に係る共済掛金等の金額は、共済金額に第 197 条第 1 項の農機具共済掛金率等一覧表に掲げる農機具損害共済の共済掛金率を乗じて得た金額及び共済金額に同表の事務費賦課金率を乗じて得た金額の合計額とする。

（共済掛金等の払込期限及び共済掛金の徴収方法）

第 204 条 第 182 条の規定により共済関係が成立した者は、第 183 条第 3 項の承諾の通知に記載された払込期限までに、農機具損害共済に係る共済掛金等をこの組合に

払い込まなければならないものとする。

- 2 前項に規定する払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、この組合は、改めて第 182 条の規定による申込みがあったものとみなして取り扱うものとする。
- 3 第 201 条第 3 項の規定により共済責任期間を更新しようとするときは、組合員は、当該共済責任期間の満了の日までに、更新後の共済責任期間に対する共済掛金等をこの組合に払い込まなければならない。
- 4 この組合が第 10 条第 5 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）、第 193 条第 7 項又は次条第 5 項の規定により共済掛金等の増額をしたときは、当該承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は組合員は、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金等の差額をこの組合に払い込まなければならない。ただし、大規模地震対策特別措置法第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられ、又は地震等が発生したため、この組合が業務を停止し、又は開始しない期間に、承諾又は承認の通知が到達した日の翌日から起算して 14 日が経過する場合は、譲受人若しくは相続人その他の包括承継人又は組合員は、この組合が業務を開始した後、この組合が定める日までに当該差額を払い込むものとする。
- 5 前項に規定する払込期限後において、共済掛金等の差額の払込みを受ける前に生じた損害については、この組合は、災害共済金を支払う責めに任じないものとする。
- 6 農機具損害共済に係る共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（共済目的の入替え）

第 205 条 組合員が、農機具損害共済の共済目的である農機具を共済責任期間中に廃棄しかつ、当該農機具に代えて、これと同一の用途に供されるもので同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得した場合において、この組合が共済目的の入替えを承諾したときは、当該共済目的について存した農機具損害共済の共済関係は、当該新規の農機具について存続するものとする。

- 2 前項の規定による承諾を受けようとする組合員は、農機具損害共済の共済目的である農機具を廃棄した日から 14 日以内に新規の農機具の状況を明らかにする書面を添えて、この組合に承諾の申請をしなければならない。
- 3 この組合は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどう

かを決定して当該申請をした者に通知するものとする。

- 4 第 1 項の規定による共済目的の入替は、前項の承諾の通知があった時（新規の農機具の取得前に承諾の通知があった場合には、当該取得の時）からその効力を生ずる。
- 5 この組合は、第 2 項の申請を受けた場合において、その申請を承諾したときは、共済掛金等の増額をすることができるものとする。この場合において、共済掛金等の増額は、将来に向かってのみ効力を有する。

（損害の額）

第 206 条 この組合が支払うべき農機具損害共済の災害共済金に係る損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、当該農機具をその損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額によって定めるものとする。

（共済金の支払額）

第 207 条 農機具損害共済に係る災害共済金は、一の事故につき、共済事故によって生じた損害の額に共済金額の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

- 2 第 11 条第 1 項の規定による義務を怠ったときは、前条の規定による損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を前項の損害の額とみなす。
- 3 同一の共済目的について災害共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額（他の共済関係等において、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とする。）を超えるときは、災害共済金は、第 1 項の規定にかかわらず、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。この場合において、前段の規定による災害共済金の額と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が前条の損害の額に満たないときは、この組合は、前段の規定にかかわらず、損害の額から他の共済関係等があるものとして他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額を差し引いて得た金額を災害共済金とし、同項の規定により算出される額を限度として支払うものとする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を

加えた金額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 5 前 2 項の場合において、損害が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 6 前条の規定による損害の額が当該共済目的にかかる新調達価額の 100 分の 5 に相当する金額又は 1 万円のいずれか低い額に満たない場合には、第 1 項又は前 3 項の規定にかかわらず、災害共済金を支払わないものとする。

(他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)

第 208 条 他人の農機具を管理する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するため当該農機具を農機具損害共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該農機具の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 組合員は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該農機具の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

3 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、共済金を請求する権利は、第 1 項の損害賠償請求権を有する所有者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえることができる。

第 4 節 農機具共済の特約

第 1 款 付保割合条件付実損てん補特約

(付保割合条件付実損てん補特約の締結)

第 209 条 この組合は、組合員の農機具損害共済に係る第 182 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、この組合が支払うべき災害共済金をこの組合と当該組合員との間であらかじめ約定した割合（以下「約定割合」という。）に基づき算出する旨の特約（以下「付保割合条件付実損てん補特約」という。）をすることができる。

(共済金の支払額)

第 210 条 この組合は、付保割合条件付実損てん補特約が付された農機具損害共済（以下「付保割合条件付実損てん補特約付農機具損害共済」という。）に係る災害

共済金として、第 207 条第 1 項の規定にかかわらず、一の事故につき、共済金額（未使用の状態で取得された農機具にあつては新調達価額、中古購入農機具にあつては当該農機具を購入するために要した費用又は時価額のいずれか低い額を限度とする。以下この項において同じ。）を限度として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を組合員に支払うものとする。

(1) 共済金額が新調達価額に第 194 条第 1 項の書面記載の約定割合を乗じて得た額以上の場合 損害の額

(2) 共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額未満の場合 損害の額に共済金額の新調達価額に約定割合を乗じて得た額に対する割合を乗じて得た金額

2 付保割合条件付実損てん補特約付農機具損害共済に係る共済目的について、災害共済金を支払うべき他の共済関係等があるときは、第 207 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(読替え)

第 211 条 付保割合条件付実損てん補特約付農機具損害共済についての第 187 条並びに第 205 条第 1 項及び第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「新規の農機具」とあるのは、「新規の農機具又は中古購入農機具」とする。

第 2 款 臨時費用担保特約

(臨時費用担保特約)

第 212 条 この組合は、組合員の農機具共済に係る第 182 条の規定による申込みの承諾の際、その者の申出により、この款の定めるところにより、共済事故によって生じた損害に伴う臨時の費用の額を臨時費用共済金として支払う旨の特約（以下「農機具臨時費用担保特約」という。）をすることができる。

(臨時費用共済金の額)

第 213 条 前条の臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済にあつては第 206 条の損害の額の新調達価額に対する割合をいう。）の 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、第 4 項に掲げる者が、火災・自然災害等に直接起因する次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する金額（以下「傷害費用共済金」という。）を前項の金額に加算するものとする。

(1) 被害の日から 200 日以内の死亡又は後遺障害を被ったとき 1 名ごとに共済金額の 100 分の 30 に相当する金額又は 50 万円のいずれか低い金額

- (2) 30 日以上入院加療（原因のいかんを問わず、頸部症候群又は腰痛等で他覚症状のないものを除く。以下「傷害」という。）を要したとき 1 名ごとに共済金額の 100 分の 5 に相当する金額又は 20 万円のいずれか低い金額
- 3 前項に規定する傷害費用共済金は、組合員（組合員が死亡したときは、その法定相続人）に支払うものとする。ただし、法定相続人が 2 人以上ある場合には、その受取割合は、法定相続分の割合とする。
- 4 傷害費用共済金の対象者は、次のとおりとする。
- (1) 組合員及び共済目的の所有者（組合員及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
 - (2) 組合員及び共済目的の所有者の親族
 - (3) 組合員及び共済目的の所有者の使用人
- 5 同一の共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の共済関係等が存する場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が第 1 項に規定する額（他の共済関係等において、臨時費用共済金の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額とする。以下この項において「農機具臨時費用担保特約に係る限度額」という。）を超えるときは、臨時費用共済金の額は、同項の規定にかかわらず、農機具臨時費用担保特約に係る限度額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金との合計額が農機具臨時費用担保特約に係る限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に農機具臨時費用担保特約に係る限度額に満たない額を加えた金額とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、同項により支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とする。
- 7 前 2 項の場合において、損害が 2 種以上の共済事故によって生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用する。
- 8 同一の共済目的について、傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係が存する場合において、それぞれの共済関係につき他の共済関係がないものとして算出した支払責任額の合計額が第 2 項に規定する金額を超えるときは、傷害費用共済金は、同

項に規定する金額にこの共済関係の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。

(死亡・後遺障害又は傷害発生通知)

第 214 条 組合員（組合員が死亡した場合は、法定相続人）は、火災・自然災害等によって共済目的に損害が発生し、かつ、前条第 4 項に掲げる者が死亡又は後遺障害若しくは傷害を被ったときは、遅滞なく、この組合に通知するものとする。

第 5 節 大規模自然災害等発生時の特例

第 1 款 建物共済

(共済掛金等の払込期限の延長措置)

第 214 条の 2 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む組合は、第 148 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 174 条第 3 項、第 176 条第 2 項及び第 3 項並びに第 180 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該市町村の区域内において建物共済の共済関係の存する組合員の当該共済関係に係る第 148 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 174 条第 3 項の共済掛金等の払込期限並びに第 176 条第 2 項の第 1 回分の分割共済掛金等の払込期限並びに同条第 3 項の分割共済掛金等の払込みの猶予期間及び第 180 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間については、当該共済掛金等若しくは分割共済掛金等の払込期限又は当該猶予期間に係る分割共済掛金等若しくは共済掛金等の払込期限から 1 年を限り、当該払込期限又は当該猶予期間を延長することができる。

(更新の申込期限等の延長措置)

第 214 条の 3 災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む組合は、第 144 条第 3 項の規定にかかわらず、当該市町村の区域内において建物共済の共済関係の存する組合員の当該共済関係に係る更新の申込期限については、当該共済関係に係る共済責任期間の満了の日から 1 年を限り、当該更新の申込期限を延長することができるものとし、第 148 条第 3 項の規定にかかわらず、当該延長された申込期限内に更新の申込みがあった場合についての当該更新の申込みに係る共済関係の共済掛金等の払込期限については、当該更新前の共済責任期間の満了の日から 1 年を限り、延長することができる。

(共済責任期間の開始)

第 214 条の 4 第 143 条及び第 176 条第 4 項の規定にかかわらず、前 2 条の規定により延長された第 148 条第 1 項及び第 3 項並びに第 174 条第 3 項の共済掛金等の払込期

限並びに第 176 条第 2 項の第 1 回分の分割共済掛金等の払込期限並びに第 180 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間までに当該共済掛金等又は分割共済掛金等の払込みがあった場合は、第 143 条の 2 第 1 項の書面に記載されている共済責任期間の開始日（前条の規定により延長された第 148 条第 3 項の払込期限に係る共済責任期間にあつては、更新前の共済責任期間の満了の日）の午後 4 時から当該共済掛金等又は分割共済掛金等に係る共済関係の共済責任が始まったものとみなす。

- 2 第 214 条の 2 の規定により延長された第 148 条第 4 項の共済掛金等の払込期限までに当該共済掛金等の払込みがあった場合については、同条第 5 項の規定は適用しない。

（共済掛金等不払の場合の共済関係の解除等）

第 214 条の 5 この組合は、第 214 条の 2 の規定により延長された第 176 条第 3 項の分割共済掛金等の払込みの猶予期間又は第 180 条の 2 第 1 項の共済掛金等の払込みの猶予期間中に、払い込まれるべき分割共済掛金等又は共済掛金等の払込みがない場合には、当該延長された猶予期間に係る共済関係を解除するものとする。

- 2 前項の規定により当該延長された第 176 条第 3 項の猶予期間に係る共済関係を解除する場合にあつては第 177 条第 2 項及び第 3 項の規定を、前項の規定により当該延長された第 180 条の 2 第 1 項の猶予期間に係る共済関係を解除する場合にあつては同条第 2 項の規定をそれぞれ準用する。

- 3 第 214 条の 2 の規定により延長された第 174 条第 3 項の共済掛金等の払込期限までに共済掛金等の払込みがされないときは、継続申込特約は、その効力を生じないものとする。

第 2 款 農機具共済

（共済掛金等の払込期限の延長措置）

第 214 条の 6 災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む組合は、第 204 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、当該市町村の区域内において農機具共済の共済関係の存する組合員の当該共済関係に係る第 204 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の共済掛金等の払込期限については、当該共済掛金等の払込期限から 1 年を限り、当該払込期限を延長することができる。

（更新の申込期限等の延長措置）

第 214 条の 7 災害救助法が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む組合は、第 201 条第 3 項の規定にかかわらず、当該市町村の区域内において農機具

共済の共済関係の存する組合員の当該共済関係に係る更新の申込期限については、当該共済関係に係る共済責任期間の満了の日から1年を限り、当該更新の申込期限を延長することができるものとし、第204条第3項の規定にかかわらず、当該延長された申込期限内に更新の申込みがあった場合についての当該更新の申込みに係る共済関係の共済掛金等の払込期限については、当該更新前の共済責任期間の満了の日から1年を限り、延長することができる。

(共済責任期間の開始)

第214条の8 第200条の規定にかかわらず、前2条の規定により延長された第204条第1項及び第3項の共済掛金等の払込期限までに当該共済掛金等の払込みがあった場合は、第194条第1項の書面に記載されている共済責任期間の開始日（前条の規定により延長された第204条第3項の払込期限に係る共済責任期間にあつては、更新前の共済責任期間の満了の日）の午後4時から当該共済掛金等に係る共済関係の共済責任が始まったものとみなす。

2 第214条の6の規定により延長された第204条第4項の共済掛金等の払込期限までに当該共済掛金等の払込みがあった場合については、同条第5項の規定は適用しない。

第8章 損害評価会及び損害評価員等

(損害評価会の設置)

第215条 この組合に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、組合長が総代会の承認を得て選任した委員103人以内をもって組織する。

(損害評価会の委員の任期)

第216条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(損害評価会の会長)

第217条 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。
(損害評価会の部会)

第 218 条 損害評価会に農作物共済部会、果樹共済部会及び畑作物共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第 4 項の規定は、部会長について準用する。
(損害評価会の会議)

第 219 条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
(損害評価員)

第 220 条 この組合に損害評価員 2,070 人以内を置く。

- 2 損害評価員は、組合長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定、損害の防止等に従事する。
- 3 損害評価員は、組合長が理事会の承認を得て任免する。
(共済部長)

第 221 条 この組合に、集落（又はこれに準ずる地区）ごとに共済部長を置く。

- 2 共済部長は、共済掛金の徴収、損害の通知の受理その他日常の組合の業務に関する事項について組合と担当地区内の組合員との連絡の任に当る。
- 3 共済部長は、組合長が理事会の承認を得て委嘱する。
(報酬)

第 222 条 損害評価会の委員、損害評価員及び共済部長には、総代会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済に係

- る農作物から適用するものとする。
- 3 家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用するものとする。
 - 4 家畜共済に係る共済関係について、組合員負担共済掛金の払込期限が平成 23 年 3 月 11 日から同年 6 月 29 日までの間に満了する組合員であつて、最初の共済掛金期間が開始していない場合にあつては、第 59 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年 6 月 30 日までとする。
 - 5 第 53 条第 2 項の規定に基づき特定の日に共済責任が始まる旨を定めていないとき、前項の共済関係に係る共済責任は、組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合にあつては、第 53 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から始めることができる。
 - (1) 平成 23 年 3 月 11 日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年 3 月 11 日
 - (2) 平成 23 年 3 月 12 日から同年 6 月 22 日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日
 - 6 家畜共済に係る共済関係について、共済掛金期間が平成 23 年 2 月 25 日から同年 6 月 15 日までの間に満了する場合にあつては、第 59 条第 4 項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から同年 6 月 30 日までの期間を組合員負担共済掛金の支払猶予期間とする。
 - 7 この組合が家畜共済に係る共済関係について、平成 23 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日までの間に第 10 条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあつては、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、第 59 条第 5 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を同年 6 月 30 日までとする。
 - 8 果樹共済に係る規定は、平成 17 年産の果樹に係る収穫共済から適用するものとする。
 - 9 畑作物共済に係る規定は、平成 16 年産（蚕繭にあつては平成 17 年産）から適用するものとする。
 - 10 園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用するものとする。
 - 11 平成 23 年産のスイートコーン、かぼちゃに係る畑作物共済にあつては、第 106

条の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年 6 月 30 日までとする。

12 園芸施設共済に係る共済関係について、組合員負担共済掛金の払込期限が平成 23 年 3 月 11 日から同年 6 月 29 日までの間に満了する組合員であって、最初の共済責任期間が開始していない場合にあつては、第 125 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年 6 月 30 日までとする。ただし、共済責任期間を第 122 条第 3 項の規定により 1 年未満とする共済関係にあつては、同年 4 月 30 日までとする。

13 この組合が特定の日に関済責任期間が始まる旨を定めていないとき、前項の共済関係に係る共済責任は、組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合にあつては、第 122 条第 1 項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から始めることができる。

(1) 平成 23 年 3 月 11 日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年 3 月 11 日

(2) 平成 23 年 3 月 12 日から同年 6 月 22 日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

14 園芸施設共済に係る共済関係について、共済責任期間が平成 23 年 3 月 12 日から同年 6 月 29 日までの間に終了する組合員からこの組合が、第 122 条第 2 項の規定に基づく組合員負担共済掛金の払込みを受けていない場合であつて、その共済責任期間の終了する日（以下この項について「終了日」という。）から平成 23 年 6 月 30 日までの間に組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合には、当該共済関係に係る組合員との協議により、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から開始することができる。

15 任意共済に係る規定は、施行日以後に関済責任期間の開始する任意共済について適用するものとする。ただし、失火見舞共済金に係る規定については、平成 16 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則（平成 17 年 4 月 28 日）

この規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日〔平成 17 年 6 月 9 日〕から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日）

この規程の変更は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 22 日）

この規程の変更は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日）

この規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日）

この規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日）

（施行期日）

1 この規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第 5 項までに規定する規定の適用については、次項から第 5 項までに定めるところによる。

3 改正後の第 21 条、第 60 条第 6 項、第 71 条の 2、第 71 条の 3 第 1 項（第 71 条の 2 の規定による解除に係る部分に限る。）及び第 2 項第 2 号、第 94 条の 3、第 94 条の 4 第 1 項（第 94 条の 3 の規定による解除に係る部分に限る。）及び第 2 項第 3 号、第 113 条の 3、第 113 条の 4 第 1 項（第 113 条の 3 の規定による解除に係る部分に限る。）及び第 2 項第 3 号、第 133 条の 2、第 133 条の 3 第 1 項（第 133 条の 2 の規定による解除に係る部分に限る。）及び第 2 項第 2 号、第 145 条第 2 項、第 157 条、第 158 条第 1 項（第 157 条の規定による解除に係る部分に限る。）及び第 2 項第 2 号、第 189 条、第 190 条第 1 項（第 189 条の規定による解除に係る部分に限る。）及び第 2 項第 2 号並びに第 202 条第 2 項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。

4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の第 73 条第 1 項及び第 2 項、第 135 条第 1 項及び第 2 項、第 162 条第 1 項及び第 2 項並びに第 208 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用する。

5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は当該権利を目的とする質権の設定若しくは差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の第 73 条第

3 項、第 135 条第 3 項、第 162 条第 3 項及び第 208 条第 3 項の規定を適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 8 日）

この規程の変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 8 日）

この規程の変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 8 日）

この規程の変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 28 日）

（施行期日）

1 この共済規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第 5 項までに規定する規定の適用については、次項から第 5 項までに定めるところによる。

3 改正後の第 2 条第 4 項から第 6 項まで、第 67 条第 1 項第 6 号及び第 10 号、第 126 条第 1 項、第 171 条第 8 項、第 213 条第 8 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。

4 改正後の第 35 条第 1 項、第 3 項の規定は、平成 23 年産の水稻、陸稲及び麦から適用するものとし、平成 22 年以前の年産の水稻、陸稲及び麦については、なお従前の例による。

5 改正後の第 70 条第 3 項の規定は、施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。

附 則（平成 23 年 5 月 10 日）

1 この共済規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

2 変更後の附則第 4 項から第 7 項、第 11 項から第 14 項までの規定は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

3 変更後の附則第 4 項から第 7 項、第 11 項から第 14 項までの規定は、同年 7 月 1 日に失効する。

附 則（平成 23 年 6 月 10 日）

- 1 この共済規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 16 号）の施行の日（平成 23 年 7 月 1 日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 6 月 10 日）

- 1 この共済規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 16 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 23 年 10 月 1 日。以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項第 2 号の規定は、適用日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、適用日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日）

この規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 12 日）

この規程の変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

- 1 この共済規程の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、改正後の第 195 条第 1 項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係についても適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 28 日）

この規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 1 月 16 日）

- 1 この共済規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、同日又は平成27年2月1日のいずれか遅い日以後に共済責任期間を開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。
- 2 次の各号に掲げる共済関係は、第122条第1項又は第138条第4項の規定にかかわらず、組合員との協議により、当該各号に定める日から共済責任期間を始めることができる。
 - (1) 平成27年1月31日までに成立している園芸施設共済の共済関係
平成27年2月1日
 - (2) 平成27年2月1日から同年2月28日までの間に成立している園芸施設共済の共済関係
平成27年3月1日
- 3 前項各号に掲げる共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込期限（組合員負担共済掛金の分割払込みが認められている場合にはその1回目の払込期限）は、第125条第1項（第1回目の組合員負担共済掛金にあつては、第138条第3項）の規定にかかわらず、平成27年3月10日までの間で組合員との協議により定めた日までとする。
- 4 組合員が正当な理由がないのに前項の規定による払込みを遅滞したときは、この組合は、当該園芸施設共済の共済関係を解除するものとする。
- 5 組合は、前項の規定により共済関係を解除した場合には、解除がされた時まで発生した共済事故による損害を補填する責任を負わない。

附 則（平成27年3月13日）

この共済規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月13日）

この共済規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成27年5月13日）

この共済規程の変更は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成28年3月14日）

この共済規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成28年3月14日）

（施行期日）

- 1 この共済規程の改正は、茨城県知事の認可のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

別 記〔第 124 条関係〕

$\frac{n}{12}$

12

n は、当該共済責任期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）

別表第 1 (第 35 条関係)

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別			共済金額
水 稲	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第 85 条第 4 項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100 分の 30	甲
			100 分の 40	
			100 分の 50	
		2 1 以外の農作物共済	100 分の 30	
			100 分の 40	
			100 分の 50	
	法第 106 条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第 85 条第 4 項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100 分の 20	乙
			100 分の 30	
			100 分の 40	
		2 1 以外の農作物共済	100 分の 20	
			100 分の 30	
			100 分の 40	
	法第 106 条第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第 85 条第 4 項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100 分の 10	丙
			100 分の 20	
			100 分の 30	
2 1 以外の農作物共済		100 分の 10		
		100 分の 20		
		100 分の 30		
法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90	丁		
	100 分の 80			
	100 分の 70			
陸 稲	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30	甲	
		100 分の 40		
		100 分の 50		
麦 1 類、麦 2 類、麦 3 類及び麦 4 類	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 30	甲	
		100 分の 40		
		100 分の 50		
	法第 106 条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 20	乙	
		100 分の 30		
		100 分の 40		
	法第 106 条第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 10	丙	
		100 分の 20		

		100 分の 30	
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90	丁
		100 分の 80	
		100 分の 70	

甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量（第 38 条第 3 項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100 分の 30 の場合にあつては、100 分の 70、100 分の 40 の場合にあつては、100 分の 60 を、100 分の 50 の場合にあつては 100 分の 50 をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、組合員が第 32 条第 1 項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は 100 分の 50 とする。

乙は、組合員ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物共済の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100 分の 20 の場合にあつては、100 分の 80、100 分の 30 の場合にあつては、100 分の 70、100 分の 40 の場合にあつては、100 分の 60 をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、組合員が第 32 条第 1 項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は 100 分の 40 とする。

丙は、組合員ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物共済の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100 分の 10 の場合にあつては、100 分の 90、100 分の 20 の場合にあつては、100 分の 80、100 分の 30 の場合にあつては、100 分の 70 をそれぞれ乗じて得た金額とする。

なお、組合員が第 32 条第 1 項に規定する共済細目書の提出期日までに、同表中欄に掲げる割合について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は 100 分の 30 とする。

丁は、組合員ごとに、基準生産金額に 100 分の 60 を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額に、上の表の中欄に掲げる割合から組合員が選択した割合ごとに、100 分の

90 の場合にあつては、100 分の 90、100 分の 80 の場合にあつては、100 分の 80、100 分の 70 の場合にあつては、100 分の 70 に相当する金額（以下「特定農作物共済限度額」という。）をそれぞれ超えない範囲内において、当該組合員が申し出た金額とする。

なお、組合員が第 32 条第 1 項に規定する共済細目書の提出期限日までに、同表中欄に掲げる割合又は金額について申出をしなかったときは、当該組合員に適用する割合は 100 分の 70 とし、当該組合員に係る金額は、基準生産金額に当該割合又は当該組合員が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

別表第 2 (第 35 条関係)

農作物 共済の 共済目 的の種 類等	農作物共済の共済事故等による種 別		法第 107 条第 4 項の規定による危険段階別	単位当たり共 済金額	
水 稲	法 第 106 条 第 1 項 第 1 号 に規定 する金 額を共 済金額 とする 農作物 共済	1 法第 85 条第 4 項 の規定に より水稲 につき病 虫害を共 済事故と しない農 作物共済	100 分の 30	—	法第 106 条第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち 1 番目に 高額なもの ただし、飼料 の用に供する ことを目的と するものの耕 作を行う耕地 に係るものに あつては 6 番 目のもの、米 粉の用に供す ることを目的 とするものの 耕作を行う耕 地に係るもの にあつては 8 番目のものと する。(該当 する金額がな いときは、最 低額の金額と 同額)
		100 分の 40	100 分の 50		
		2 1 以外 の農作物 共済	100 分の 30		
	第 2 段階 古河市(旧三和町)、 坂東市(旧猿島町)、 境町、八千代町の区 域				
	第 3 段階 古河市(旧古河市)、 常総市(旧石下町)、 坂東市(旧岩井市)、				

			五霞町の区域	
		100 分の 40	第 1 段階 古河市(旧総和町)、 結城市、常総市(旧 水海道市)の区域	
	第 2 段階 古河市(旧三和町)、 坂東市(旧猿島町)、 境町、八千代町の区 域			
	第 3 段階 古河市(旧古河市)、 常総市(旧石下町)、 坂東市(旧岩井市)、 五霞町の区域			
		100 分の 50	第 1 段階 古河市(旧総和町)、 結城市、常総市(旧 水海道市)の区域	
	第 2 段階 古河市(旧三和町)、 坂東市(旧猿島町)、 境町、八千代町の区 域			
	第 3 段階 古河市(旧古河市)、 常総市(旧石下町)、 坂東市(旧岩井市)、 五霞町の区域			
法 第 106 条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第 85 条第 4 項の規定により 水稲につき 病虫害を共 済事故とし ない農作物 共済	100 分の 20	全 域	同 上
		100 分の 30		
		100 分の 40		
	2 1 以外 の農作物共 済	100 分の 20	全 域	同 上
		100 分の 30		
		100 分の 40		

	法 第 106 条 第 1 項 第 3 号 に 規 定 す る 金 額 を 共 済 金 額 と す る 農 作 物 共 済	1 法 第 85 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 水 稻 に つ き 病 虫 害 を 共 済 事 故 と し な い 農 作 物 共 済	100 分 の 10	全 域	同 上	
			100 分 の 20			
			100 分 の 30			
		2 1 以 外 の 農 作 物 共 済		100 分 の 10	全 域	同 上
				100 分 の 20		
				100 分 の 30		
陸 稲	法 第 106 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 金 額 を 共 済 金 額 と す る 農 作 物 共 済		100 分 の 30	第 1 段 階 筑 西 市、常 総 市、桜 川 市（旧 真 壁 町 及 び 旧 大 和 村）、坂 東 市（旧 岩 井 市）の 区 域	法 第 106 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 農 林 水 産 大 臣 が 定 め た 2 以 上 の 金 額 の う ち 1 番 目 に 高 額 の も の（該 当 す る 金 額 が な い と き は、最 低 額 の 金 額 と 同 額）	
				第 2 段 階 結 城 市、下 妻 市、古 河 市、坂 東 市（旧 猿 島 町）、境 町、五 霞 町、八 千 代 町 の 区 域		
			100 分 の 40	第 1 段 階 筑 西 市、常 総 市、桜 川 市（旧 真 壁 町 及 び 旧 大 和 村）、坂 東 市（旧 岩 井 市）の 区 域	同 上	
				第 2 段 階 結 城 市、下 妻 市、古 河 市、坂 東 市（旧 猿 島 町）、境 町、五 霞 町、八 千 代 町 の 区 域		
			100 分 の 50	第 1 段 階 筑 西 市、常 総 市、桜 川 市（旧 真 壁 町 及 び 旧 大 和 村）、坂 東 市（旧 岩 井 市）の 区 域		

			第2段階 結城市、下妻市、古河市、坂東市（旧猿島町）、境町、五霞町、八千代町の区域	
麦 1類、麦 2類、麦 3類及び麦 4類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	全 域	同 上
		100分の40		
		100分の50		
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	全 域	同 上
		100分の30		
		100分の40		
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	全 域	同 上
		100分の20		
		100分の30		

別表第3（第38条関係）

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別			共済金
水 稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の30	甲
			100分の40	
			100分の50	
		2 1以外の農作物共済	100分の30	
			100分の40	
			100分の50	
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の20	乙
			100分の30	
			100分の40	
		2 1以外の農作物共済	100分の20	
			100分の30	
			100分の40	
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 法第85条第4項の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済	100分の10	丙
			100分の20	
			100分の30	
2 1以外の農作物共済		100分の10		
		100分の20		
		100分の30		
法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の90	丁		
	100分の80			
	100分の70			
陸 稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	甲	
		100分の40		
		100分の50		
麦1類、麦2類、麦3類及び麦4類	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	甲	
		100分の40		
		100分の50		
	法第106条第1項第2号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の20	乙	
		100分の30		
		100分の40		
	法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	丙	
		100分の20		

		100 分の 30	
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100 分の 90	丁
		100 分の 80	
		100 分の 70	

甲は、当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から、法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第 31 条の本田移植期又は発芽期において共済事故により発芽せず、又は移植できなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を法第 109 条第 1 項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が、上の表の中欄に掲げる割合のうち第 35 条第 1 項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、その基準収穫量の、100 分の 30 の場合にあつては、100 分の 30 を、100 分の 40 の場合にあつては、100 分の 40 を、100 分の 50 の場合にあつては、100 分の 50 をそれぞれ超えた場合に、第 35 条第 1 項甲の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

乙は、組合員ごとに、当該組合員が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第 31 条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかつた耕地については、その差し引いて得た数量を法第 109 条第 1 項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が、上の表の中欄に掲げる割合のうち第 35 条第 1 項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、当該耕地ごとの基準収穫量の合計の、100 分の 20 の場合にあつては、100 分の 20 を、100 分の 30 の場合にあつては、100 分の 30 を、100 分の 40 の場合にあつては、100 分の 40 をそれぞれ超えた場合に、第 35 条第 1 項乙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

丙は、組合員ごとに、共済事故による当該共済目的の減収量（当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年における当該組合員の当該農作物共済の共

済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第31条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できず、又は発芽しなかった耕地については、その差し引いて得た数量を、法第109条第3項の農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が、上の表の中欄に掲げる割合から第35条第1項において組合員が選択した割合又は同項において組合が定めた割合ごとに、当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の、100分の10の場合にあつては、100分の10、100分の20の場合にあつては、100分の20を、100分の30の場合にあつては、100分の30をそれぞれ超えた場合に、第35条第1項丙の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

丁は、組合員ごとに、共済事故による当該共済目的の種類等たる農作物の減収又は品質の低下(農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る農作物の品質の程度に応じ規則第47条の8第1項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないものに限る。)がある場合において、法第98条の2の農林水産大臣が定める準則に従い認定された当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限度額に達しない場合に、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額

別表第 4 (第 107 条関係)

畑作物共済単位当たり共済金額

畑作物共済の共済 目的の種類等	法第 120 条の 15 第 1 項の規定により定める地域
大豆 1 類	筑西市、桜川市（旧真壁町及び大和村）、常総市
	結城市、八千代町、坂東市（旧岩井市）
	古河市、坂東市（旧猿島町）、五霞町、境町、
	下妻市
大豆 2 類	全域
大豆 3 類	全域
スイートコーン	全域
かぼちゃ	全域

別表第5（第2条関係）

農機具共済の共済目的及び耐用年数表

共 済 目 的		耐用年数
種 類	機 種	
原動機	モーター	7
	ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン	
乗用トラクタ		
耕うん整地用機具	プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立て機・みぞ切り機・心土破碎機（バンブレーカー）・みぞ堀り機・穴掘り機・トレンチャー・中耕除草機（カルチベーター）・歩行用トラクタ（動力耕うん機を含む。）	
栽培管理用具	たい肥散布機（マニユアスプレッター）・石灰散布機（ライムソーワ）・施肥播種機・田植機・管理機・あぜ塗り機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレイヤー・動力噴霧機・動力散粉機・スピードダスター・土壌消毒機・誘が灯・防除機・マルチャー	
	かんがい排水機具	
収穫調整用具	自脱型コンバイン・稲麦刈取機（バインダーを含む。）・カッター・稲わら収集機（自走式のものを除く。）・収穫機（亜麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機）・掘取機（たまねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む。）・つる切り機・茶摘採機・花摘機・茶刈込機・野菜洗浄機・清浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー	
	ウインドローア・普通コンバイン・脱穀機・もみすり機・とうみ・乾燥機（穀物・特用作物・しいたけ用を含む。）・選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機自動封かん機・チューリップ選別機・自動製函機・ツリータワー・はっか蒸りゅう機・いも切機・干びょう製造機・選別機・梱包機・保・予冷库	
	精米又は精麦機（研穀機・押麦機及びひき割機を含む。）	
農産加工用具	わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備	
運搬用具	トレーラー・運搬車（軽トラック等自動車を除く）・フロントローダー	
	ホイールローダー	
畜産用具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッダー・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘープレス・ヘーローダー（ベールローダ・マニユアローダを含む。）・ヘーカッター・ヘードライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージプロア・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・コーンハーベスター・ロールベラー・ワゴン・ふん尿散布機・飼料粉碎機・飼料配合機・飼料形成機	
	自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー	
養蚕用具	条桑刈取機・抜根機・暖房機	
	蚕（稚蚕・壮蚕）用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・ご桑機・動力条払機・自動収繭毛羽取機・自動収繭機・繭毛羽取機	

別表第 6 (第 195 条関係)

経年減価残存率表

耐用年数 経過年数	7 年
1 年未満	100%
1 年	87.14
2 年	74.29
3 年	61.43
4 年	48.57
5 年	35.71
6 年	22.86
7 年	10.00

【共済規程附属書】

○農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済共済金支払規程

第1条 この組合は、共済規程第18条の規定により、農業災害補償法に基づく農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済及び任意共済の共済金の適正なる支払の実施を図るため、この規程に定めるところにより共済金の支払を行う。

第2条 この組合の組合員は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済にかかる共済金の支払を受ける金融機関を組合に登録しなければならない。

2 組合員は、前項により登録した金融機関を変更しようとするときは、速やかに、その旨組合に登録しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、組合員の登録した金融機関が経営不振のため預貯金の払戻しの制限又は停止をしている場合には、組合員は、いつでも登録変更の届出を行うことができるものとし、この場合、届出のあった日の翌日からこの組合は、当該組合員の登録を変更するものとする。

第3条 この組合の組合員が前条の規定により登録する金融機関は、この組合の事業区域内及び隣接市町村の農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合並びに労働金庫とする。

第4条 この組合は、第2条の規定により組合員より金融機関の登録又は登録変更の届出があったときは、遅滞なく当該金融機関に連絡しなければならない。

2 この組合は、組合員より登録のあった金融機関に当該組合員の預貯金口座のない場合は共済金の支払を行うときに当該組合員の預貯金口座を開設するよう金融機関に依頼しなければならない。

第5条 この組合は、農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に第2条の規定により組合員の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該組合員に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合員に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

(1) 第2条の規定により登録した金融機関が経営不振となり、共済金の支払時に預

貯金の払戻しを停止し又は制限している場合

(2) 家畜共済に付されている家畜が死亡し、又は廃用となった場合

(3) その他現金をもって共済金の支払を行うことが特に必要と認められ、これについて茨城県知事の承認を受けている場合

2 家畜共済に付されている家畜に係る疾病又は傷害に関し指定獣医師（家畜共済に付されている家畜について診療の円滑適正を図るためにこの組合と指定獣医師契約を締結している獣医師をいう。以下同じ。）の診療を受けた場合で、組合員が当該診療に係る共済金の受領を当該指定獣医師に委任したときは、この組合は、前項の規定にかかわらず、農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、次項の規定により当該指定獣医師の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該診療に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合には、当該指定獣医師に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

3 指定獣医師は前項の委任に係る共済金の支払を受ける金融機関をあらかじめ組合に登録しなければならない。

4 第2条第2項及び第3項、第3条並びに前条第1項の規定は前項の登録又はその変更について準用する。

5 この組合は、第1項の振込後又は第2項の振込後若しくは支払後遅滞なく、第1項の規定により振込みを行う場合にあつては当該組合員に対して支払通知書を、第2項本文の規定により振込みを行う場合にあつては同項の委任を行った組合員に対して支払通知書を、同項の委任を受けた指定獣医師に対して振込通知書を、同項ただし書の規定により現金をもって支払を行う場合にあつては同項の委任を行った組合員に対して支払通知書を発行しなければならない。

第6条 構成員の話合い等による合意形成に基づき農業の生産行程を集落を単位として計画的に遂行している集団であつてその構成員に係る農作物の販売代金その他構成員の農業生産に係る金銭の全部又は一部を一括して取り扱っている等の要件を満たすもの（以下この条において「一括支払地域集団」という。）の代表者が、毎事業年度、この組合に対し、当該一括支払地域集団の構成員（以下この条において単に「構成員」という。）である組合員を代理して当該組合員に係る共済金の全部又は一部の支払を受けることを申し込んだとき（当該共済金の全部又は一部が金融機関の当該一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に振り込まれること（第4項各号

のいずれかに該当する場合に当該各号に定めるところにより支払が行われることを含む。第6項において同じ。)につき当該組合員の同意があるときに限る。)は、この組合は、当該一括支払地域集団の代表者との間に共済金の支払に関する契約を締結することができる。

2 この組合と前項の契約を締結した一括支払地域集団の代表者は、当該契約に係る共済金の支払を受ける金融機関を組合に登録しなければならない。

3 第2条第2項及び第3項、第3条並びに第4条第1項の規定は、前項の登録又はその変更について準用する。

4 この組合は、前条第1項の規定にかかわらず、農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、第2項の規定により登録された金融機関の一括支払地域集団の代表者の預金口座に第1項の契約に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号又は第3号に該当する場合であつて、一括支払地域集団の代表者に対し現金をもって共済金の支払を行うとき。

(2) この組合が一括支払地域集団の経理が適切に行われていないと認める場合その他特別の事情がある場合であつて、構成員である組合員に対し前条第1項の規定により共済金の支払を行うとき。

5 この組合は、前条第1項本文の規定により振込みを行う場合にあつては、当該振込後遅滞なく、第1項の同意をした組合員に対して支払通知書を、第2項の一括支払地域集団の代表者に対して振込通知書を発行し、前項第1号の規定により現金をもって支払を行う場合にあつては当該支払後遅滞なく第1項の同意をした組合員に対して支払通知書を発行しなければならない。

6 第1項の契約の締結後、構成員である組合員が当該組合員に係る共済金の全部又は一部が第2項の規定により登録された金融機関の当該一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に振り込まれることに同意した場合には、当該同意に係る共済金は第1項の契約に係る共済金とみなして、前2項の規定を適用することができる。